

資料編

添付資料 1 検査受検率分布グラフ

添付資料 2 浦安市

- ・「マンションの耐震 Q&A」
- ・浦安市受水槽緊急遮断装置補助金交付規則
- ・補助金等調査票（チェックシート）

添付資料 3 東京都葛飾区

- ・集合住宅の防災拠点化パンフレット
- ・受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書
- ・非常用給水栓設置補助金制度の概要
- ・共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要領及び関連書類
- ・災害時における相互協力に関する協定書（ひな形）

添付資料 4 平成 26 年度研究関係資料

添付資料 5 平成 27 年度研究関係資料

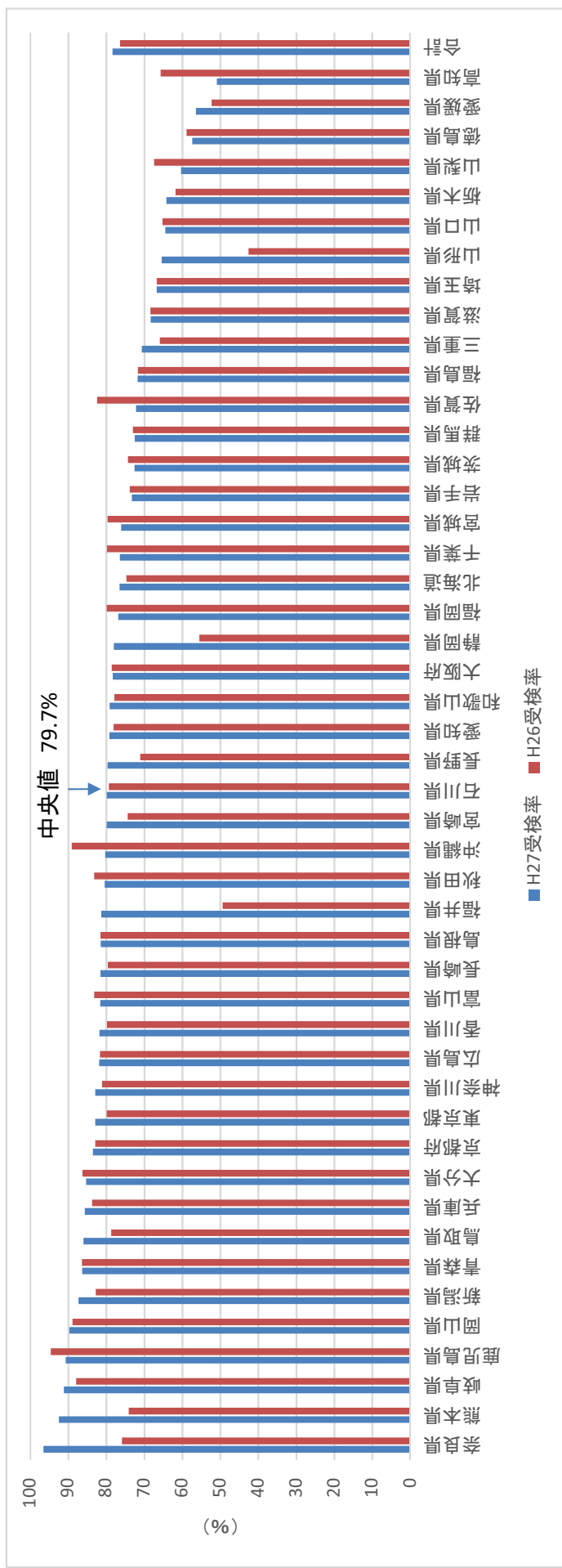
添付資料1 検査受検率分布グラフ

検査受検率向上に関する「現状と問題点」について、厚生労働省の資料を元に、平成26年度及び平成27年度の（都道府県）町村、保健所設置市、保健所設置市以外の市及び特別区の簡易専用水道の検査受検率をグラフ化し、解析を行い、具体的な問題点を明らかにすることを目的とした。

都道府県ごとに上記4種類の区分を合計し、都道府県ごとの集計を行った。全体のグラフと表は下記の順に添付し、そのあとに都道府県ごとのグラフを示した。また、各グラフごとに概要、特記事項、全体の評価等を記載している。

- ・ 都道府県別平成26年度、27年度の検査受検率の比較
- ・ 都道府県別平成27年度受検率と平成26年度の受検率の差
- ・ 都道府県別施設減少数の比較
- ・ 都道府県別施設減少率
- ・ 都道府県ごとのグラフ

都道府県別H26、H27検査受検率比較

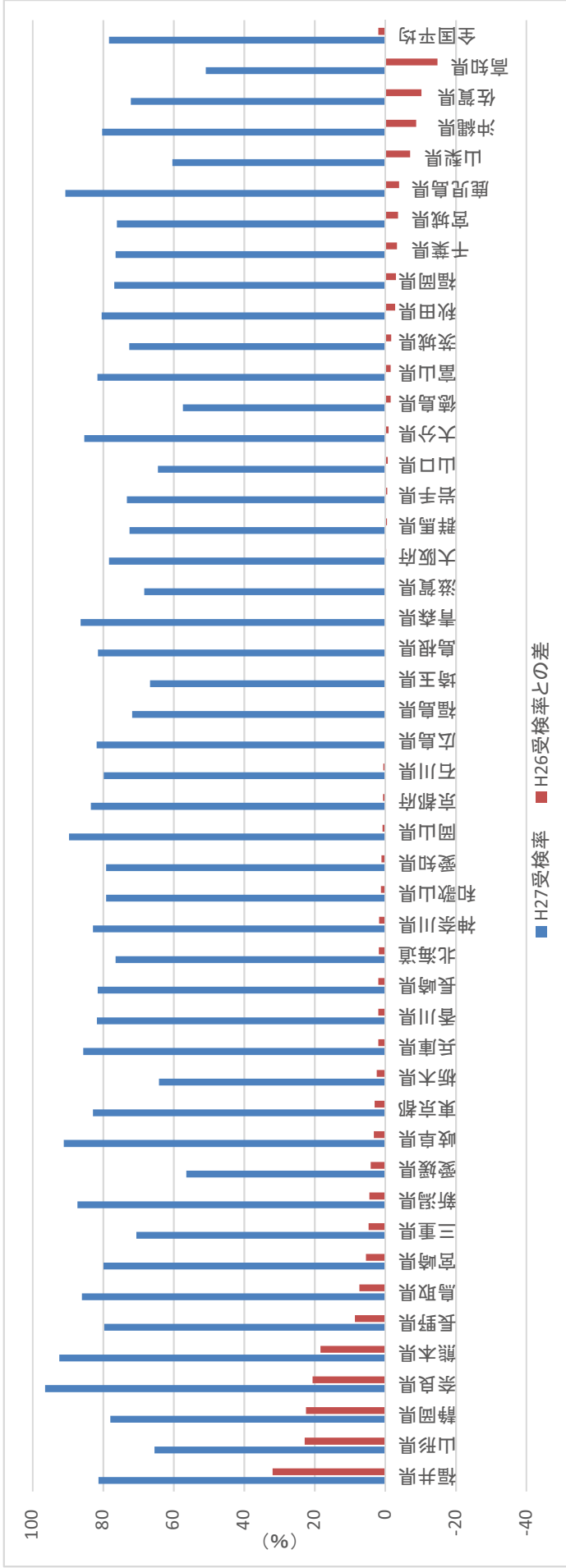


- ・グラフについて：青は平成27年の受検率、赤は平成26年の受検率とし、平成27年の受検率を降順に並べたものである。
- ・一番受検率の高かったのは奈良県(96.5%)であり、2番目が熊本県(92.5%)、続いて岐阜県(91.2%)、鹿児島県(90.7%)、岡山県(89.7%)と並んでいる。一番右の「合計」は検査実施数の合計を対象施設数の合計で除した値である。
- ・奈良県は平成26年の対象施設数は2324であったが、平成27年は2003施設と321減となっている。2003施設に対して16.0%減少している。平成26年の個別に対象施設数を見ると町村で143施設、大和高田市で99施設、葛城市で66施設減少している。これは、台帳の整備等で母数の精査を行った結果と思われる。一方、五条市では対象施設が0に対し検査実施施設が15、大和高田市では施設数9に対し実施施設が81で受検率900%、生駒市は施設数200に対し実施施設317で158%と齟齬が生じている。奈良県においては、引き続き対象施設数の把握に期待したい。
- 県内で最も施設数の多い奈良市では施設数728に対し実施施設が446で受検率61.3%となっている。これは平成26年の結果(78.2%、571/730)と比較し受検率は15%以上減少している。しかしながら、齟齬が生じている他の市の施設数や町村が平成26年と比較し353施設から210施設に143施設減少した事等と相殺され計算上受検率は全国で一番高い。

都道府県別受検検査率一覧表(平成27年度)

		対象施設数	検査実施数	H27受検率	H26受検率	H26ランク
1	奈良県	2,003	1,933	96.5	75.9	27
2	熊本県	1,648	1,524	92.5	74.1	31
3	岐阜県	1,808	1,648	91.2	87.9	4
4	鹿児島県	1,860	1,687	90.7	94.6	1
5	岡山県	2,242	2,011	89.7	88.9	3
6	新潟県	3,368	2,940	87.3	82.8	11
7	青森県	1,284	1,109	86.4	86.4	5
8	鳥取県	723	622	86.0	78.7	23
9	兵庫県	10,370	8,886	85.7	83.7	7
10	大分県	1,624	1,386	85.3	86.3	6
11	京都府	5,528	4,617	83.5	82.9	10
12	東京都	25,793	21,387	82.9	79.9	16
13	神奈川県	17,040	14,122	82.9	81.1	15
14	広島県	5,184	4,244	81.9	81.7	13
15	香川県	1,745	1,427	81.8	79.8	18
16	富山県	1,067	871	81.6	83.2	8
17	長崎県	1,941	1,583	81.6	79.6	21
18	島根県	956	779	81.5	81.5	14
19	福井県	696	566	81.3	49.4	46
20	秋田県	1,216	978	80.4	83.2	8
21	沖縄県	3,355	2,694	80.3	89.1	2
22	宮崎県	1,005	803	79.9	74.4	29
23	石川県	1,122	896	79.9	79.3	22
24	長野県	2,353	1,875	79.7	71.1	35
25	愛知県	12,489	9,887	79.2	78.1	25
26	和歌山県	1,155	914	79.1	77.9	26
27	大阪府	17,816	13,955	78.3	78.6	24
28	静岡県	6,426	5,012	78.0	55.5	44
29	福岡県	10,118	7,777	76.9	79.9	16
30	北海道	6,850	5,239	76.5	74.7	28
31	千葉県	8,648	6,612	76.5	79.8	18
32	宮城県	5,677	4,319	76.1	79.7	20
33	岩手県	1,768	1,295	73.2	73.8	32
34	茨城県	3,594	2,609	72.6	74.3	30
35	群馬県	2,676	1,940	72.5	73.0	33
36	佐賀県	1,282	925	72.2	82.4	12
37	福島県	3,114	2,235	71.8	71.7	34
38	三重県	2,039	1,440	70.6	65.9	39
39	滋賀県	2,645	1,807	68.3	68.4	36
40	埼玉県	14,538	9,697	66.7	66.7	38
41	山形県	1,056	691	65.4	42.6	47
42	山口県	1,708	1,101	64.5	65.2	41
43	栃木県	3,241	2,081	64.2	61.8	42
44	山梨県	1,400	845	60.4	67.4	37
45	徳島県	1,100	631	57.4	58.9	43
46	愛媛県	2,383	1,345	56.4	52.3	45
47	高知県	1,012	515	50.9	65.7	40
	合計	208,666	163,460	78.3	76.4	

都道府県別検査受検率とH26年の検査受検率の差

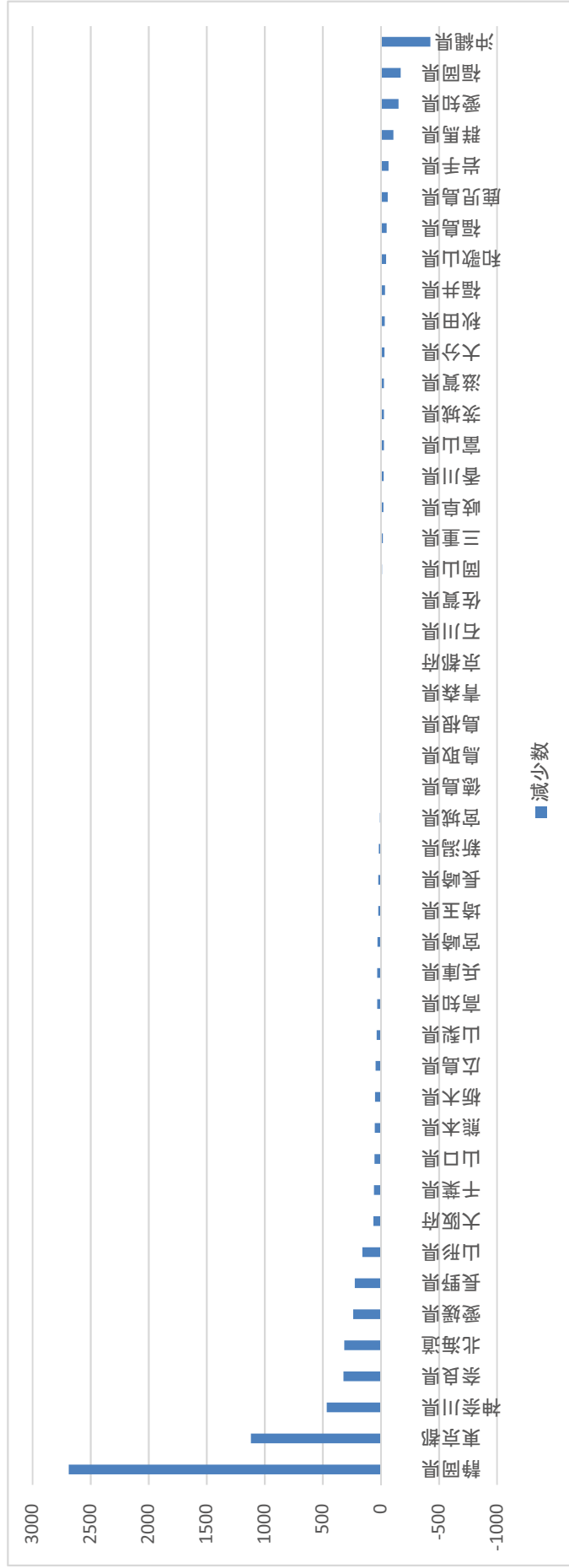


- グラフについて：青は平成27年の受検率、赤は平成26年の受検率との差を表し、受検率の差を指標として降順に並べたものである。
- 最も受検率が向上したのは福井県(31.9%上昇)であり、2番目が山形県(22.8%上昇)、続いて静岡県(22.5%)、奈良県(20.6%)、熊本県(18.4%)と並んでいる。
- 福井県では、平成26年の受検率は49.4%(47都道府県中46番目)であったが、平成27年は81.3%(47都道府県中19番目)と中央値(79.7%)を超えている。また、平成26年は福井市は町村及び9市のうち、検査実施数0で受検率0%となっているところが6市あり、最も施設数の多い福井市も68.6%(164/239)であったが、平成27年は、0%であった6市は61.8%~100%の範囲に全て収まり、福井市についても92.1%(221/240)と改善されたことから県全体の受検率を押し上げた。
- 山形県は平成26年は42.6%(518/1216)で47都道府県中47番目であったが、最も対象施設数の多い山形市の受検率が10.9%(46/422)から73.2%(317/433)に向上したことが大きく貢献している。しかし、新庄市、南陽市等のように受検率0%の市や天童市のように受検率が低い市もあり、引き続き改善が図られるよう期待したい。
- 静岡県については、静岡市において平成26年は29.8%(1265/4238)であったが、平成27年は87.2%(1338/1534)と受検率が大幅に改善したことが大きな要因になっている。静岡市は対象施設数は2700施設減少しており、県全体の施設数は9114から6426に大幅に減少している。

都道府県別検査受検率の差一覧表(平成26年度と27年度比較)

		対象施設数	検査実施数	H27受検率	H26受検率	受検率の差
1	福井県	696	566	81.3	49.4	31.9
2	山形県	1,056	691	65.4	42.6	22.8
3	静岡県	6,426	5,012	78.0	55.5	22.5
4	奈良県	2,003	1,933	96.5	75.9	20.6
5	熊本県	1,648	1,524	92.5	74.1	18.4
6	長野県	2,353	1,875	79.7	71.1	8.6
7	鳥取県	723	622	86.0	78.7	7.3
8	宮崎県	1,005	803	79.9	74.4	5.5
9	三重県	2,039	1,440	70.6	65.9	4.7
10	新潟県	3,368	2,940	87.3	82.8	4.5
11	愛媛県	2,383	1,345	56.4	52.3	4.1
12	岐阜県	1,808	1,648	91.2	87.9	3.3
13	東京都	25,793	21,387	82.9	79.9	3.0
14	栃木県	3,241	2,081	64.2	61.8	2.4
15	兵庫県	10,370	8,886	85.7	83.7	2.0
16	香川県	1,745	1,427	81.8	79.8	2.0
17	長崎県	1,941	1,583	81.6	79.6	2.0
18	北海道	6,850	5,239	76.5	74.7	1.8
19	神奈川県	17,040	14,122	82.9	81.1	1.8
20	茨城県	3,594	2,609	72.6	74.3	1.7
21	和歌山県	1,155	914	79.1	77.9	1.2
22	愛知県	12,489	9,887	79.2	78.1	1.1
23	岡山県	2,242	2,011	89.7	88.9	0.8
24	京都府	5,528	4,617	83.5	82.9	0.6
25	石川県	1,122	896	79.9	79.3	0.6
26	広島県	5,184	4,244	81.9	81.7	0.2
27	福島県	3,114	2,235	71.8	71.7	0.1
28	埼玉県	14,538	9,697	66.7	66.7	0.0
29	島根県	956	779	81.5	81.5	0.0
30	青森県	1,284	1,109	86.4	86.4	0.0
31	滋賀県	2,645	1,807	68.3	68.4	-0.1
32	大阪府	17,816	13,955	78.3	78.6	-0.3
33	群馬県	2,676	1,940	72.5	73.0	-0.5
34	岩手県	1,768	1,295	73.2	73.8	-0.6
35	山口県	1,708	1,101	64.5	65.2	-0.7
36	大分県	1,624	1,386	85.3	86.3	-1.0
37	徳島県	1,100	631	57.4	58.9	-1.5
38	富山県	1,067	871	81.6	83.2	-1.6
39	秋田県	1,216	978	80.4	83.2	-2.8
40	福岡県	10,118	7,777	76.9	79.9	-3.0
41	千葉県	8,648	6,612	76.5	79.8	-3.3
42	宮城県	5,677	4,319	76.1	79.7	-3.6
43	鹿児島県	1,860	1,687	90.7	94.6	-3.9
44	山梨県	1,400	845	60.4	67.4	-7.0
45	沖縄県	3,355	2,694	80.3	89.1	-8.8
46	佐賀県	1,282	925	72.2	82.4	-10.2
47	高知県	1,012	515	50.9	65.7	-14.8
	合計	208,666	163,460	78.3	76.4	1.9

都道府県別施設減少数の比較



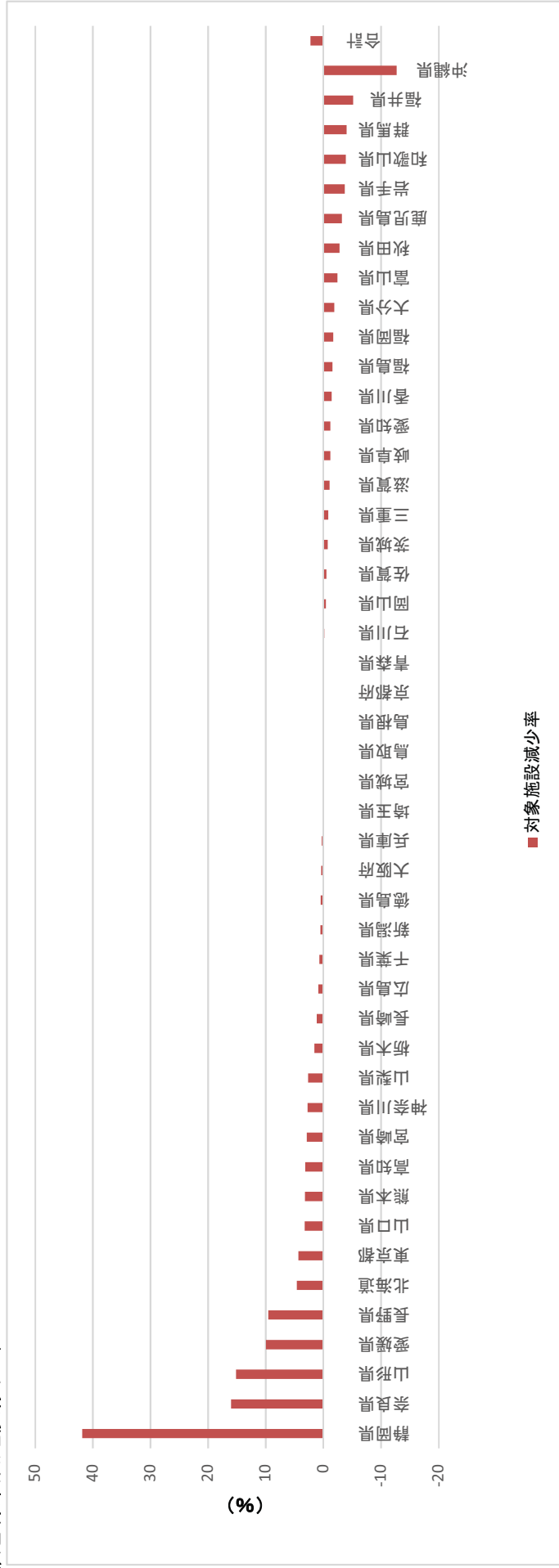
・グラフについて：平成27年の対象施設数と平成26年の対象施設数の差を表し、対象施設減少数を指標として降順に並べたものである。

- ・最も減少数の多い静岡県は、静岡市の平成26年の4,238施設から平成27年は1,534施設に2,704施設減少した影響が大きい。静岡県全体で2,688施設減少しているので、ほぼ静岡市の減少数そのまま反映されている。
- ・これは、台帳整備等で施設数の精査がなされた結果であり、実際に対象の貯水槽が減少したのものではないと考えられる。
- ・最も施設数の多い東京都は、平成26年の26,913施設から平成27年は25,793施設に1,120施設減少した。
- ・東京都の次に減少数が多いのは、神奈川県(467施設)、奈良県(321施設)、北海道(315施設)、愛媛県(238施設)と続いている。愛媛県も静岡県と同様、今治市において平成26年の466施設から平成27年の229施設と237施設減少したことにより、愛媛県全体の対象施設数を大きく変動させたが、受検率は47都道府県中46番目で受検率は低い。
- ・新潟県から三重県までは平成26年との比較はプラスマイナス20施設以内であり、岐阜県から沖縄県までは徐々に増加している。最も増加したのは沖縄県であり、426施設増えている。
- ・全体としては、平成26年の213,386施設から4,720施設減少し、平成27年は208,666施設となっている。

都道府県別施設数及び施設減少数

		H27 対象施設数	H26 対象施設数	減少数 (マイナスは増加)
1	静岡県	6,426	9,114	2,688
2	東京都	25,793	26,913	1,120
3	神奈川県	17,040	17,507	467
4	奈良県	2,003	2,324	321
5	北海道	6,850	7,165	315
6	愛媛県	2,383	2,621	238
7	長野県	2,353	2,578	225
8	山形県	1,056	1,216	160
9	大阪府	17,816	17,880	64
10	千葉県	8,648	8,707	59
11	山口県	1,708	1,763	55
12	熊本県	1,648	1,701	53
13	栃木県	3,241	3,292	51
14	広島県	5,184	5,230	46
15	山梨県	1,400	1,437	37
16	高知県	1,012	1,044	32
17	兵庫県	10,370	10,401	31
18	宮崎県	1,005	1,034	29
19	埼玉県	14,538	14,561	23
20	長崎県	1,941	1,963	22
21	新潟県	3,368	3,385	17
22	宮城県	5,677	5,685	8
23	徳島県	1,100	1,105	5
24	鳥取県	723	724	1
25	島根県	956	956	0
26	青森県	1,284	1,283	-1
27	京都府	5,528	5,526	-2
28	石川県	1,122	1,120	-2
29	佐賀県	1,282	1,275	-7
30	岡山県	2,242	2,232	-10
31	三重県	2,039	2,022	-17
32	岐阜県	1,808	1,786	-22
33	香川県	1,745	1,720	-25
34	富山県	1,067	1,041	-26
35	茨城県	3,594	3,566	-28
36	滋賀県	2,645	2,617	-28
37	大分県	1,624	1,593	-31
38	秋田県	1,216	1,182	-34
39	福井県	696	660	-36
40	和歌山県	1,155	1,110	-45
41	福島県	3,114	3,065	-49
42	鹿児島県	1,860	1,800	-60
43	岩手県	1,768	1,702	-66
44	群馬県	2,676	2,568	-108
45	愛知県	12,489	12,337	-152
46	福岡県	10,118	9,946	-172
47	沖縄県	3,355	2,929	-426
	合計	208,666	213,386	4,720

都道府県別施設減少率

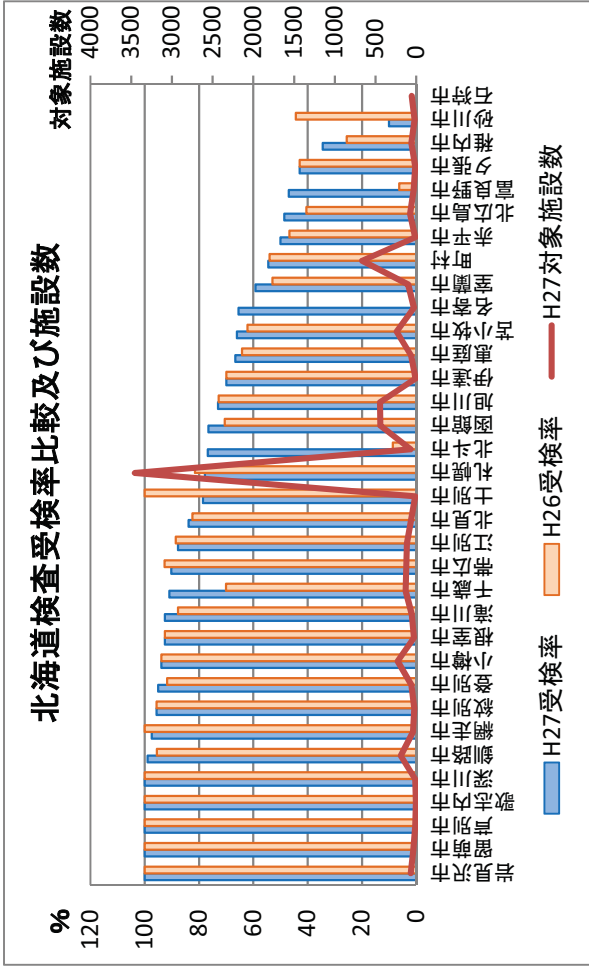


- ・グラフについて：平成27年の対象施設数と平成26年の対象施設数の差の率を表し、対象施設減少率を指標として降順に並べたものである。
- ・最も減少率の高いのは、静岡県(41.8%)であり、以下奈良県(16.0%)、山形県(15.2%)、愛媛県(10.0%)、長野県(9.6%)と続く。北海道から長崎県は1%～5%以内の変動であり、東京都は4.3%の減少率となっているが、母数が大きいの減少数は1,120施設と多い。
- ・広島県から三重県までは平成26年度と比較して±1%の変動でほぼ変わりはない。
- ・滋賀県から群馬県までは1～5%以内の上昇率を示しており、この13県の対象施設の増加数は818施設である。
- ・福井県と沖縄県は両県とも5%以上の上昇率で、合計で462施設増加している。
- ・全体としては、対象施設数は2.3%減少している。

都道府県別施設数及び減少率

		H27 対象施設数	H26 対象施設数	減少率 (%)
1	静岡県	6,426	9,114	41.8
2	奈良県	2,003	2,324	16.0
3	山形県	1,056	1,216	15.2
4	愛媛県	2,383	2,621	10.0
5	長野県	2,353	2,578	9.6
6	北海道	6,850	7,165	4.6
7	東京都	25,793	26,913	4.3
8	山口県	1,708	1,763	3.2
9	熊本県	1,648	1,701	3.2
10	高知県	1,012	1,044	3.2
11	宮崎県	1,005	1,034	2.9
12	神奈川県	17,040	17,507	2.7
13	山梨県	1,400	1,437	2.6
14	栃木県	3,241	3,292	1.6
15	長崎県	1,941	1,963	1.1
16	広島県	5,184	5,230	0.9
17	千葉県	8,648	8,707	0.7
18	新潟県	3,368	3,385	0.5
19	徳島県	1,100	1,105	0.5
20	大阪府	17,816	17,880	0.4
21	兵庫県	10,370	10,401	0.3
22	埼玉県	14,538	14,561	0.2
23	宮城県	5,677	5,685	0.1
24	鳥取県	723	724	0.1
25	島根県	956	956	0.0
26	京都府	5,528	5,526	0.0
27	青森県	1,284	1,283	-0.1
28	石川県	1,122	1,120	-0.2
29	岡山県	2,242	2,232	-0.4
30	佐賀県	1,282	1,275	-0.5
31	茨城県	3,594	3,566	-0.8
32	三重県	2,039	2,022	-0.8
33	滋賀県	2,645	2,617	-1.1
34	岐阜県	1,808	1,786	-1.2
35	愛知県	12,489	12,337	-1.2
36	香川県	1,745	1,720	-1.4
37	福島県	3,114	3,065	-1.6
38	福岡県	10,118	9,946	-1.7
39	大分県	1,624	1,593	-1.9
40	富山県	1,067	1,041	-2.4
41	秋田県	1,216	1,182	-2.8
42	鹿児島県	1,860	1,800	-3.2
43	岩手県	1,768	1,702	-3.7
44	和歌山県	1,155	1,110	-3.9
45	群馬県	2,676	2,568	-4.0
46	福井県	696	660	-5.2
47	沖縄県	3,355	2,929	-12.7
	合計	208,666	213,386	2.3

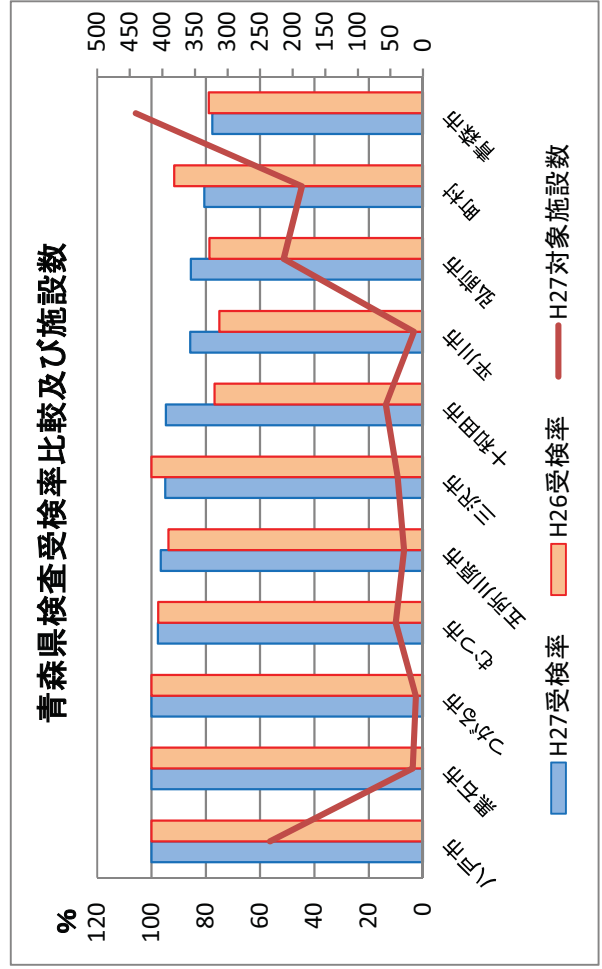
北海道



岩見沢市、留萌市、芦別市、歌志内市、深川市については2年連続で検査実施率が100%、また北斗市(8.6%→76.8%)、名寄市(0%→65.5%)、千歳市などは(70.1%→90.9%)と改善された。富良野市(6.3%→46.9%)、稚内市(25.6%→34.5%)、北広島市(40.5%→48.6%)、砂川市(44.4%→10.0%)、石狩市(0%→0%)など依然として受検率が低い市がある。

北海道全体では76.5%(5239/6850)であり、H26の74.7%(5353/7165)と比較すると受検率に変化はない。

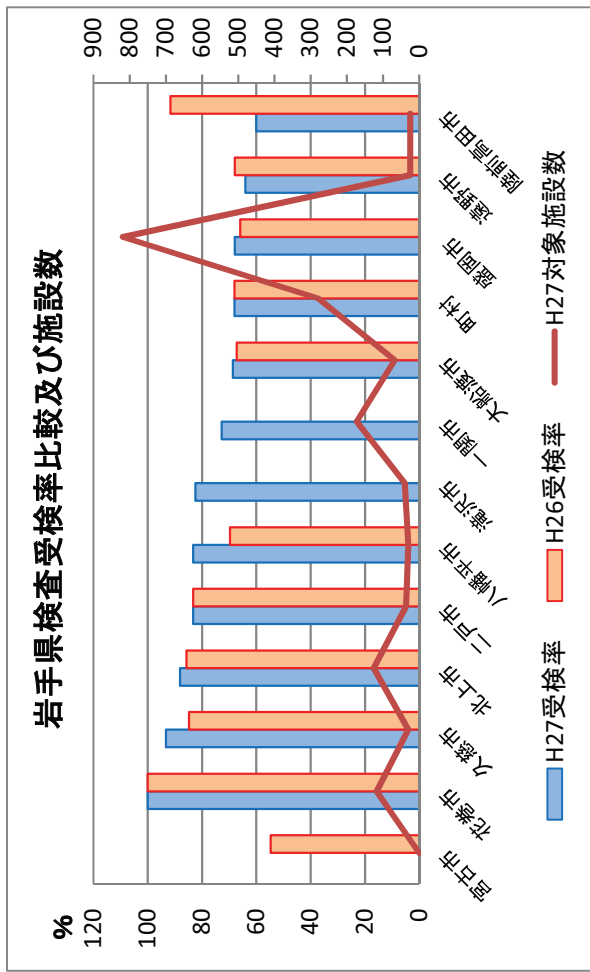
青森県



八戸市、黒石市、つがる市は2年連続100%の受検率であり、他の年も含め半分以上が90%以上の受検率を維持している。また、十和田市(76.8%→94.7%)、平川市(75.0%→85.7%)、弘前市(78.7%→85.5%)は、H26年度と比較し受検率は改善されている。

青森県全体では86.4%(1109/1284)であり、H26の86.4%(1109/1283)と比較すると受検率に変化はない。

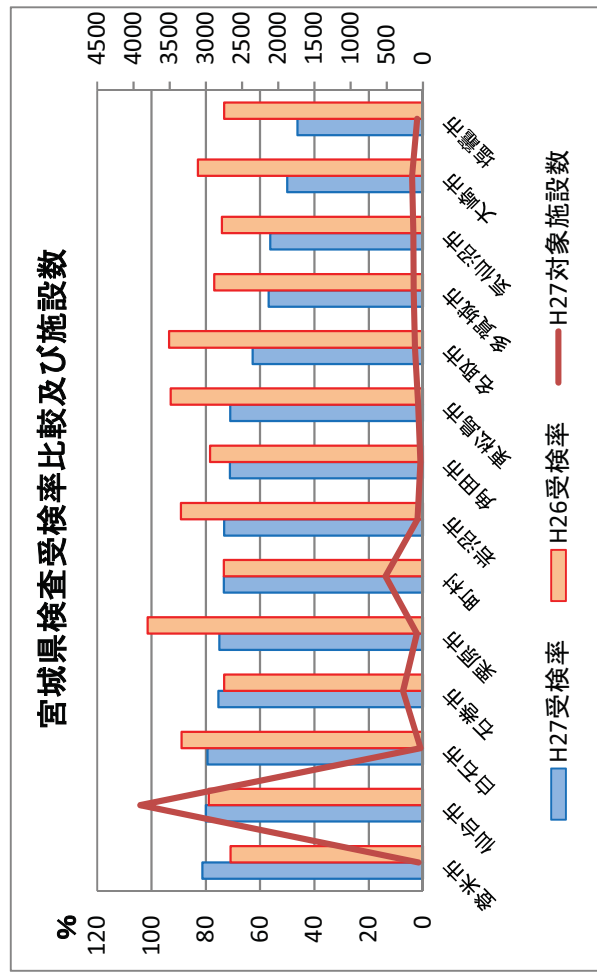
岩手県



釜石市は対象施設数が0であり受検率がない。
 宮古市H26は54.7%(35/564)となっているが、H27年は対象施設数が0である。
 また、滝沢市はH26年度の施設数は0であり、一関市はH26の報告データがない。

岩手県全体では73.2%(1295/1768)であり、H26の73.8%(1256/1702)と比較すると受検率に変化はない。

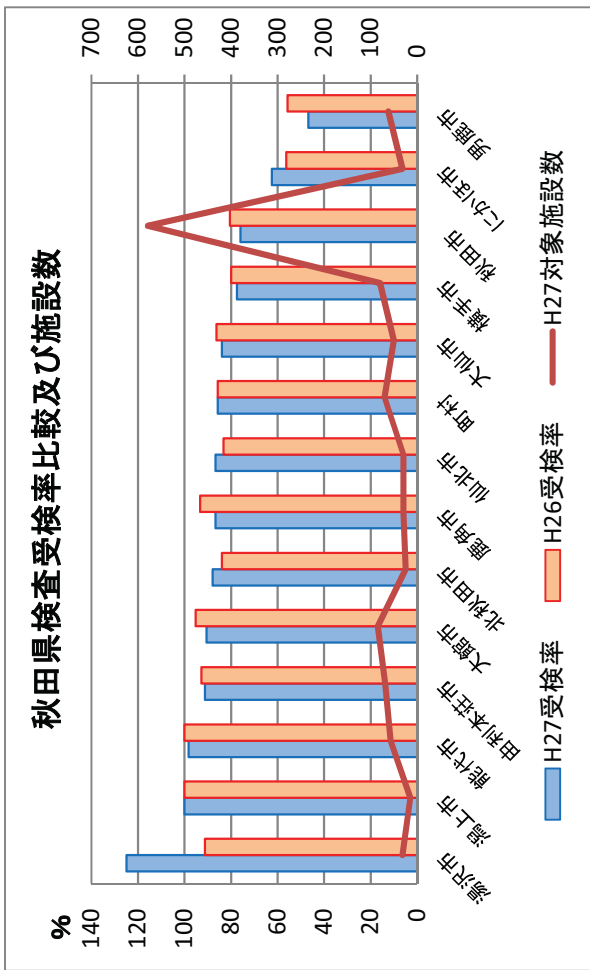
宮城県



栗原市(101.4%→75.0%)、東松山市(93.0%→71.0%)、名取市(93.5%→62.8%)、多賀城市(76.9%→56.9%)、気仙沼市(74.1%→56.3%)、大崎市(82.9%→50.0%)、塩釜市(73.2%→46.3%)はH26年と比較すると受検率が落ちている。施設数の大きな変動はない。

宮城県全体では76.1%(4319/5677)であり、H26の79.7%(4530/5685)と比較すると若干落ちている。

秋田県

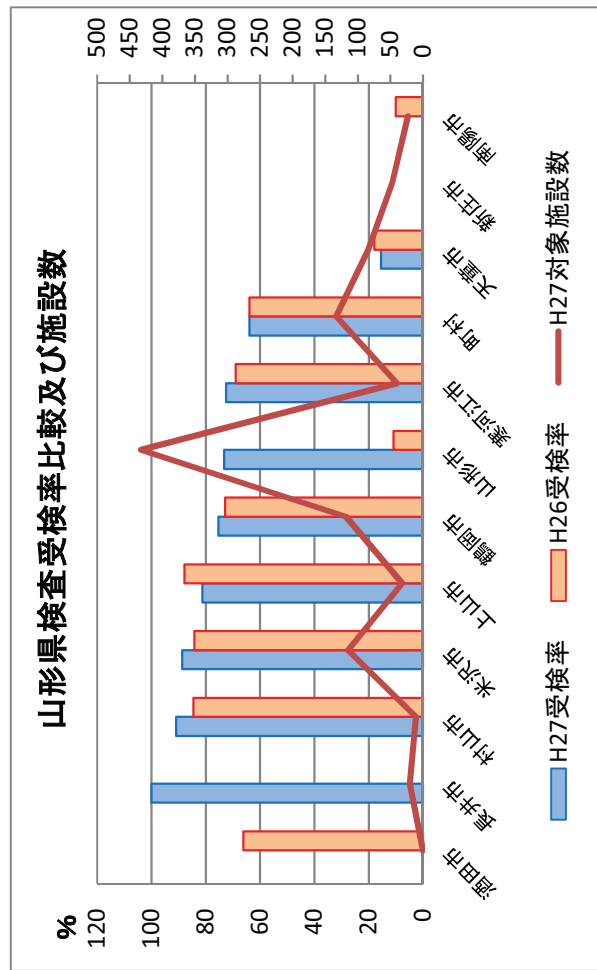


湯沢市は受検率が125% (40/32) であり、母数の確認が必要であると思われる。H26年は91.2% (31/34) である。にかほ市 (56.3% → 62.5%)、男鹿市 (55.8% → 46.8%) は低い水準で変動が少ない。

湯上市H26.27年共に100%を維持している。

秋田県全体では80.4% (978/1216) であり、H26の83.2% (983/1182) と比較すると若干落ちている。

山形県



酒田市はH26年の受験率は、66.2% (98/148) であったが、H27年は対象施設がない。

長井市はH26年対象施設がなかったが、H27年は100% (20/20) となっている。

また、山形市は10.9%から73.2%と大幅に改善している。

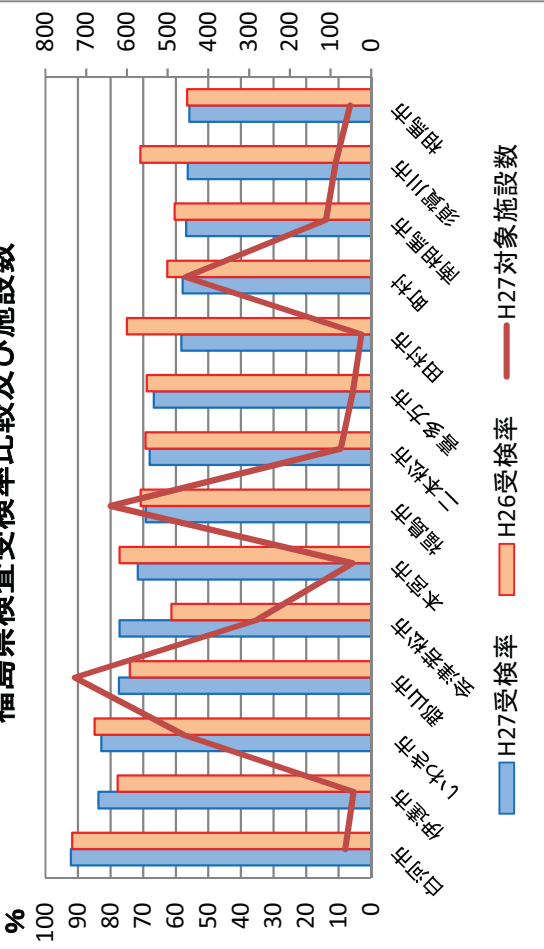
一方、南陽市は、H26ねんは10% (2/20) であったが、H27年は0% (0/23) となった。新庄市は2年連続0%である。

山形県全体では65.4% (691/1056) であり、H26の42.6% (518/1216) と比較すると改善されている。

山形県はH26年度の調査では受検率が最も低かった。

福島県

福島県検査受検率比較及び施設数

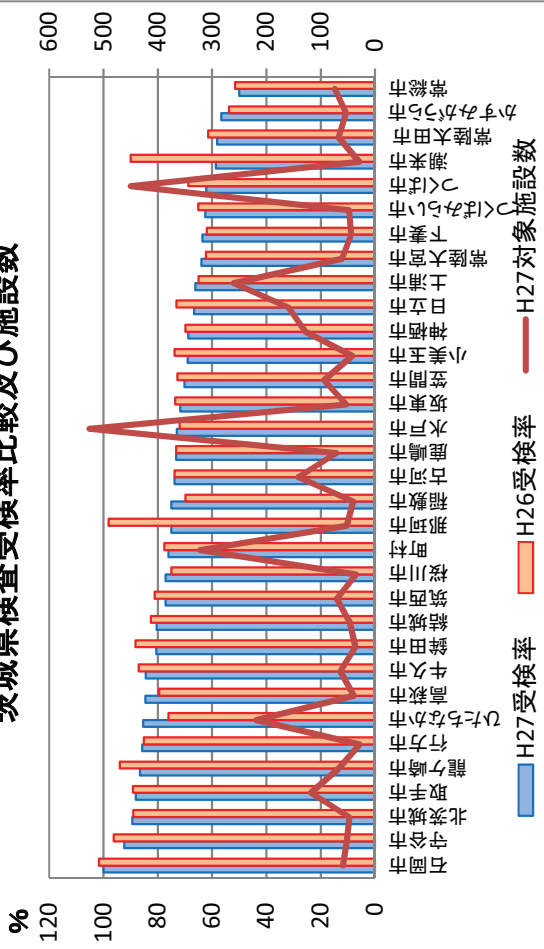


田村市は受検率が75.0%(18/24)から58.3%(14/24)、また、須賀川市は70.9%(61/86)から56.3%(49/87)に減少している。

福島県全体では71.8%(2235/3114)であり、H26の71.7%(2198/3065)と比較すると受検率に変化はない。

茨城県

茨城県検査受検率比較及び施設数

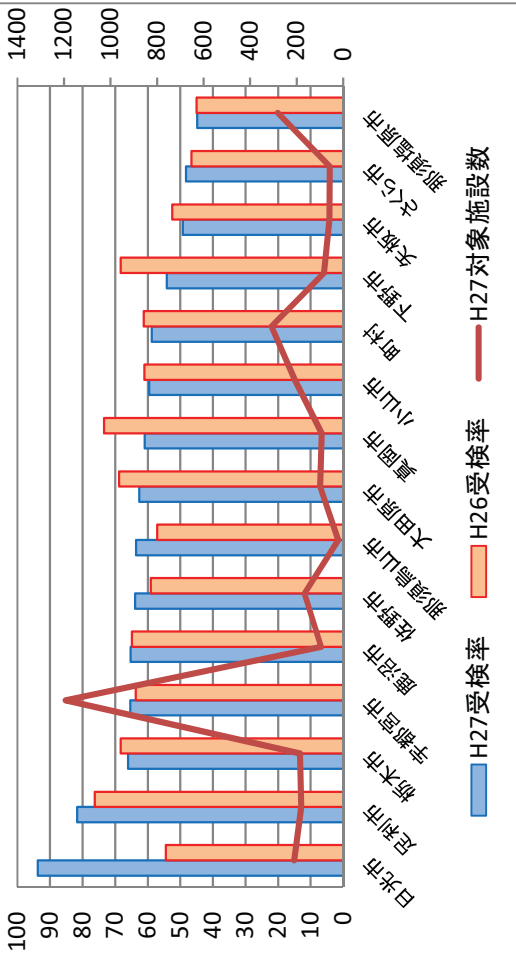


石岡市はH26年受検率が101.7%(59/58)であったが、H27年は100%(59/59)に整備されている。
また、朝来市は90.0%(27/30)から58.6%(17/29)、那珂市は98.1%(51/52)から75.0%(39/52)に落ちている。

茨城県全体では72.6%(2609/3594)であり、H26の74.3%(2649/3566)と比較する受検率は若干落ちている。

栃木県

栃木県検査受検率比較及び施設数

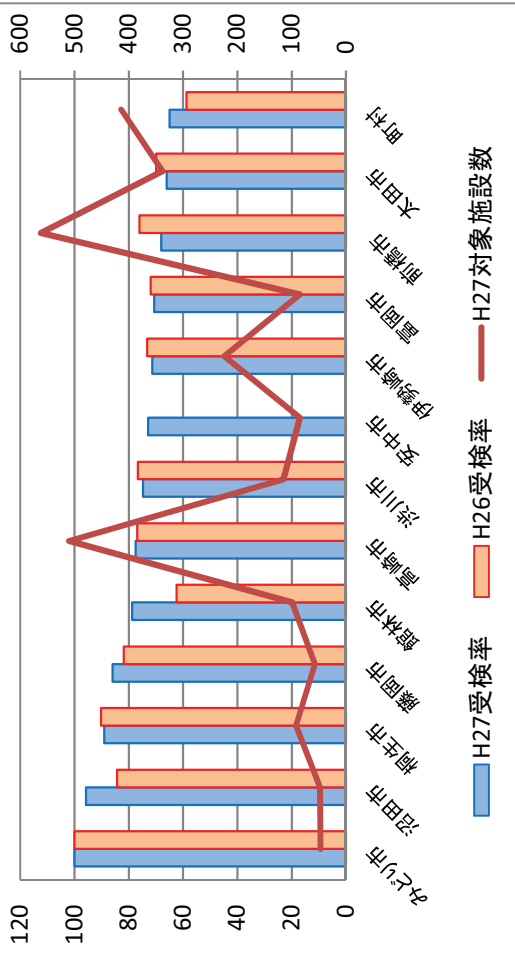


日光市はH26年の受検率54.5%(115/211)からH27は93.8%(198/211)と大幅に増加している。一方、真岡市(73.4%→60.9%)、下野市(68.3%→54.2%)のように微減しているところもある。

栃木県全体では64.2%(2081/3241)であり、H26の61.8%(2035/3292)と比較すると改善傾向にある。

群馬県

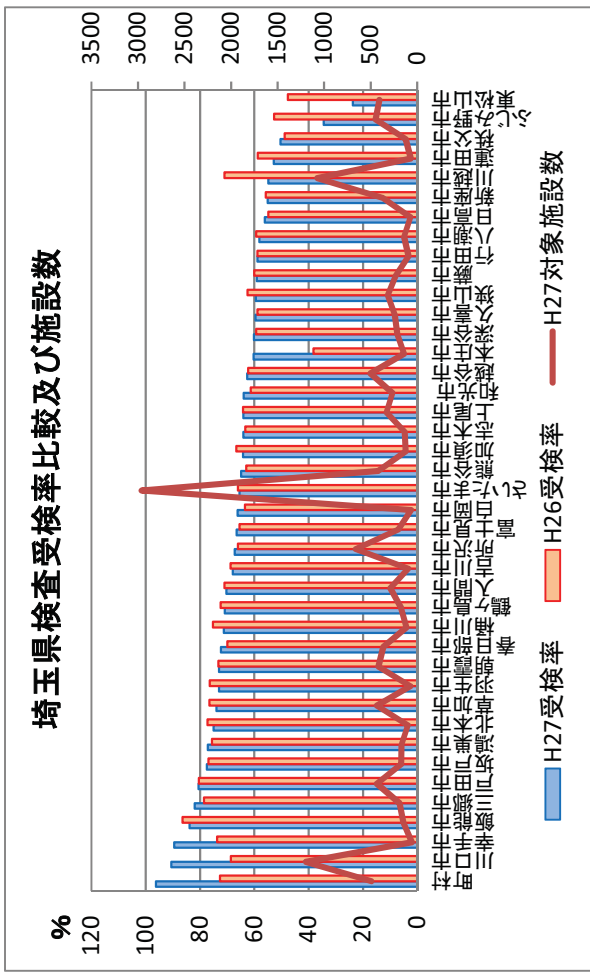
群馬県検査受検率比較及び施設数



沼田市(84.3%→95.8%)、館林市(62.4%→78.8%)は受検率改善されている。施設数の多い前橋市(76.1%→68.1%)、太田市(69.9%→66.0%)と若干減少している。

群馬県全体では72.5%(1940/2676)であり、H26の73.0%(1874/2568)と比較すると大きな変化はない。

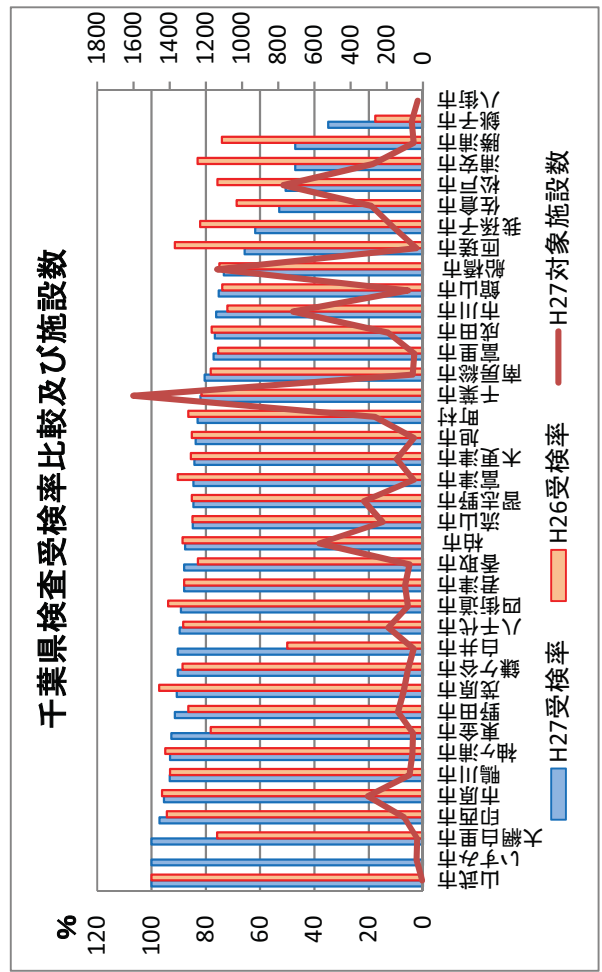
埼玉県



町村(72.6%→96.3%)、川口市(68.7%→90.6%)、幸手市(73.7%→89.5%)は、改善されている。本庄市は、H26年38.2%からH27年60.3%に改善されているが、依然として受検率は高くない。また、ふじみ野市(52.7%→34.5%)、東松山市(47.7%→23.7%)、川越市(71.0%→54.8%)については受検率が下がっている。

埼玉県全体では66.7%(9697/14538)であり、H26の66.7%(9710/14561)と比較し変動はない。

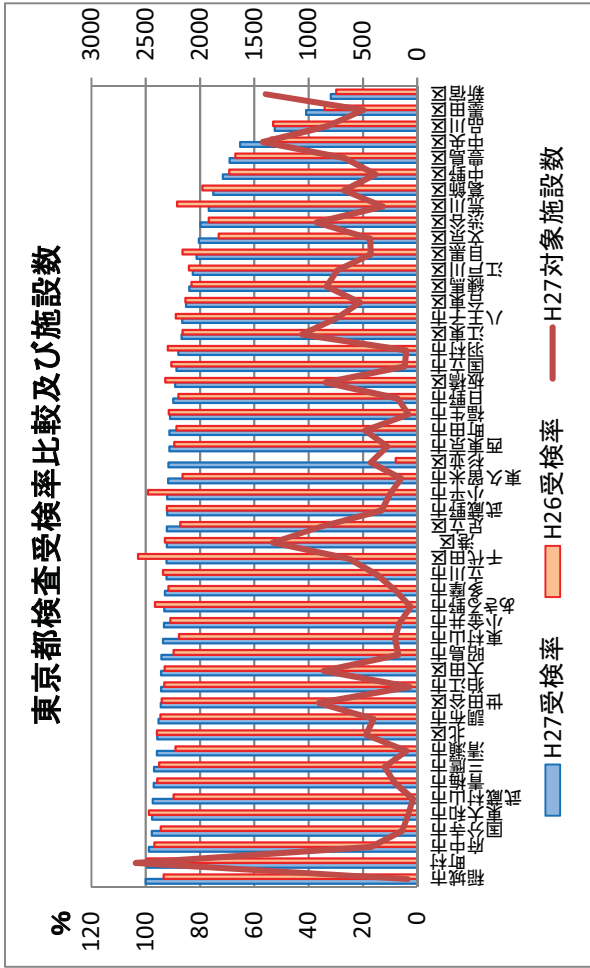
千葉県



いすみ市(0%→100%)、大網白里(75.8%→100%)、東金市(78.2%→92.7%)は、改善されている。また、山武市は2年連続して100%である。匝瑳市(91.4%→65.7%)、我孫子市(82.1%→61.8%)、松戸市(75.7%→50.6%)、浦安市(83.0%→47.1%)、勝浦市(74.1%→47.1%)は受検率が下がっている。八街市(対象施設数29)は2年連続0%である。

千葉県全体では76.5%(6612/8648)であり、H26の79.8%(6951/8707)と比較し若干減少している。

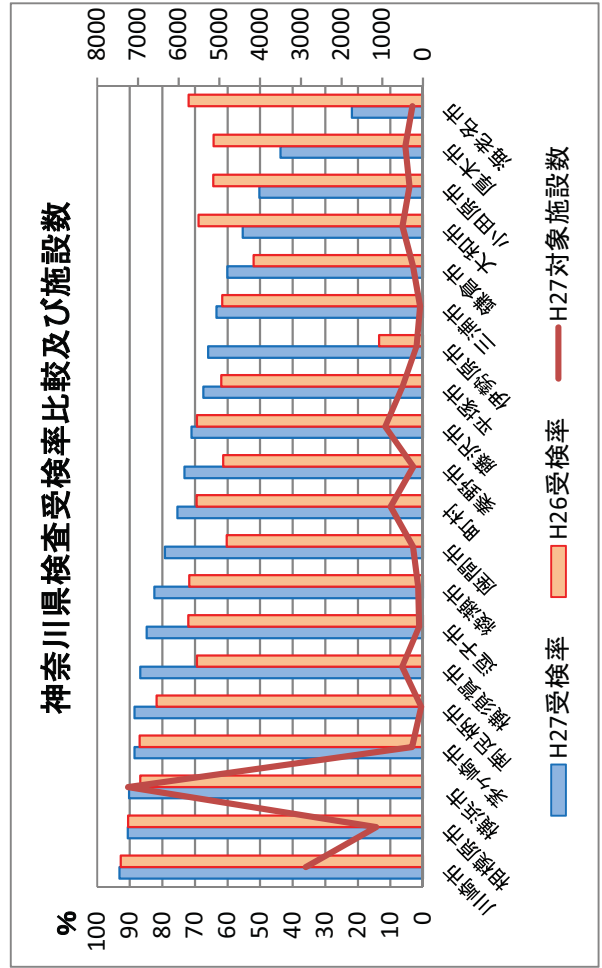
東京都



町村、稲城市、府中市、国分寺市、青梅市、北区等11の区市町村が95%超の受検率を維持している。また、杉並区はH26年の7.9%からH27年は91.6%と大幅に改善している。千代田区もH26年は102.9%であったが、H27年は92.3%であった。品川区、墨田区、新宿区は受検率が30%～50%程度で推移し、改善が見られない。

東京都全体では82.9%(21387/25793)であり、H26の79.9%(21515/26913)と比較すると微増である。

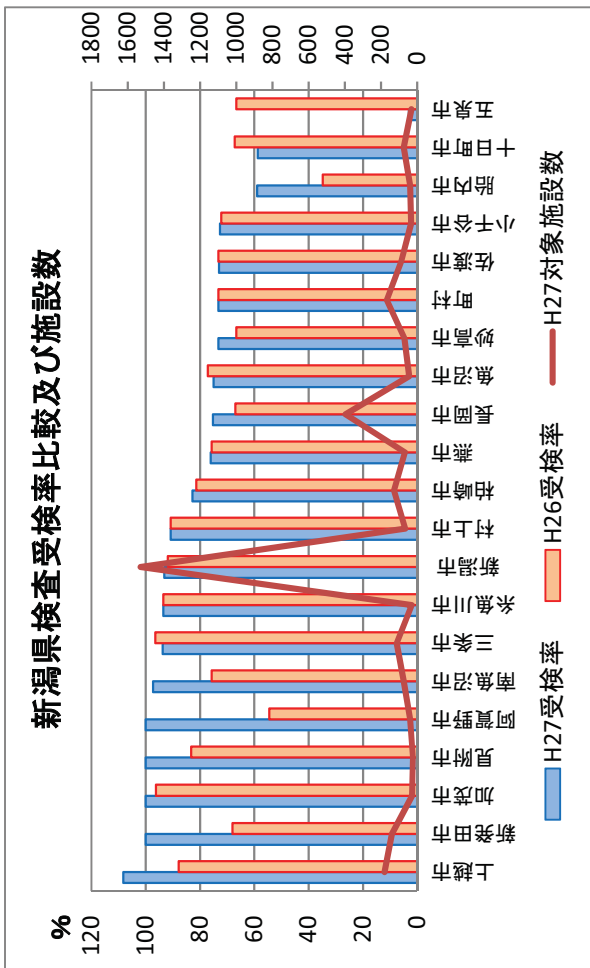
神奈川県



横須賀市(69.4%→86.8%)、逗子市(72.0%→84.8%)、座間市(60.3%→79.2%)は、改善されている。伊勢原市(13.5%→66.0%)は、大幅に改善されている。大和市、小田原市、厚木市は10%～20%程度減少し、いずれも40～50%程度の受検率である。また、海老名市はH26年は71.9%であったがH27年は21.8%と大幅に減少した。

神奈川県全体では82.9%(14122/17040)であり、H26の81.1%(14200/17507)と比較すると大きな変化はない。

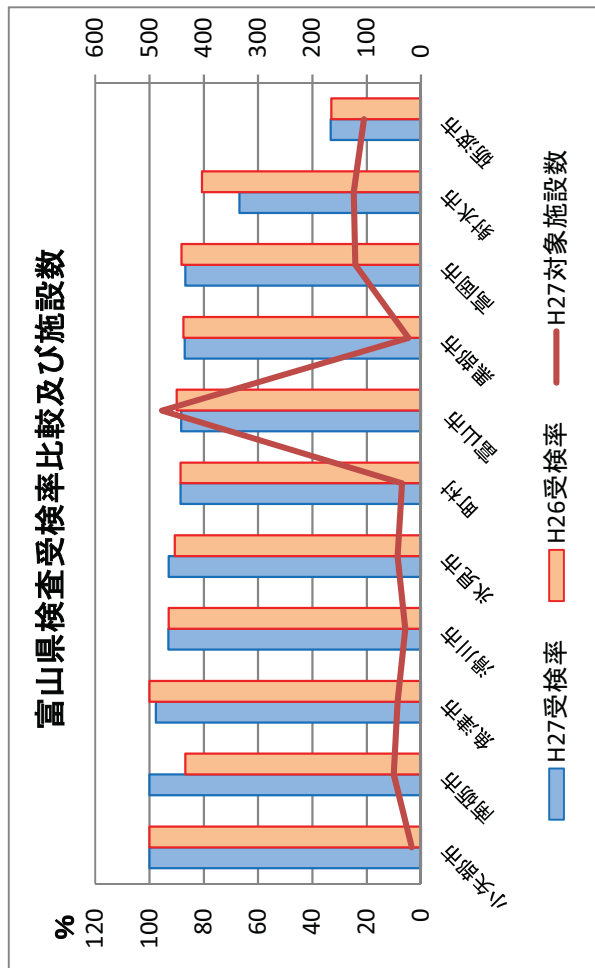
新潟県



新発田市 (H26は68.1%)、加茂市 (H26は96.3%)、見附市 (H26は83.3%)、阿賀野市 (H26は54.5%) は H27は100%に改善された。南魚沼市も75.7%から97.3%に改善されている。上越市 (87.9%→108.3%) は母数の確認が必要である。胎内市は34.8%から59.0%に増加しているが、なお60%以下の受検率である。また、五泉市は66.7%(52/78)から3.1%(1/32)と極端に減少している。

新潟県全体では87.3%(2940/3368)であり、H26の82.8%(2802/3385)と比較すると若干増加している。

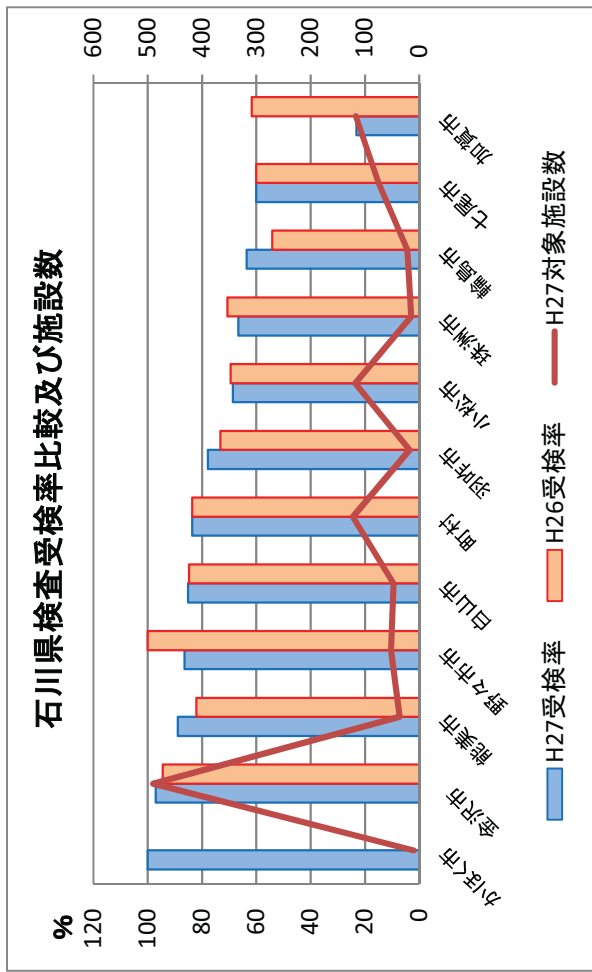
富山県



南砺市はH26年の86.8%からH27年は100%に改善されている。射水市はH26の80.7%からH27年は66.9%に減少し、砺波市はH26年の33%からH27年も33.3%と低い水準で推移している。

富山県全体では81.6%(871/1067)であり、H26の83.2%(866/1041)と比較すると若干減少している。

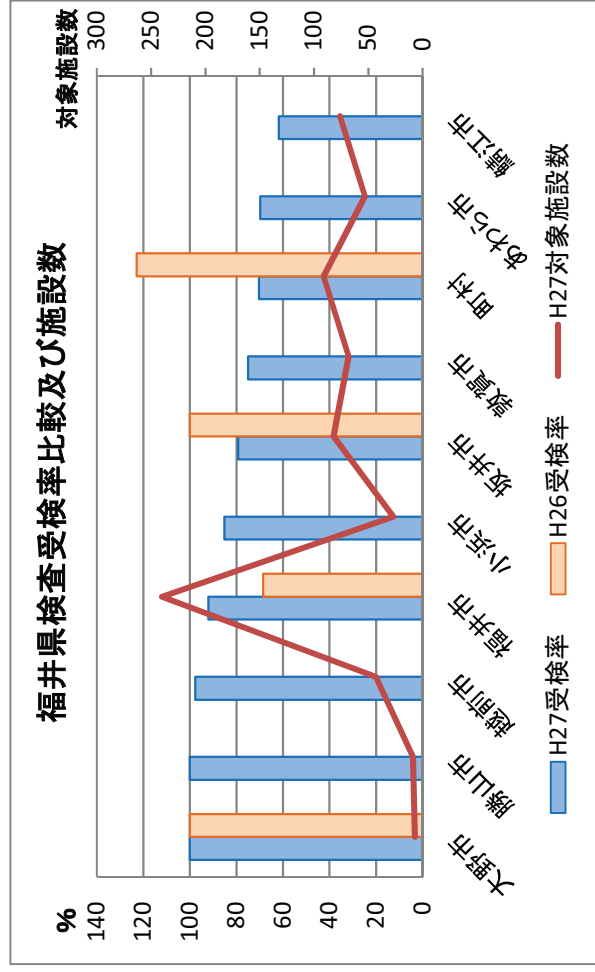
石川県



かほく市はH26年は0%(0/12)であったが、H27年は100%(10/10)に改善されている。
 野々市市はH26年は100%(44/44)であったが、H27年は86.5%(45/52)に減少している。
 加賀市はH26年は61.7%(71/115)であったが、H27年は23.1%(27/117)に大幅に減少している。

石川県全体では79.9%(896/1122)であり、H26の79.3%(888/1220)と比較し大きな変化はない。

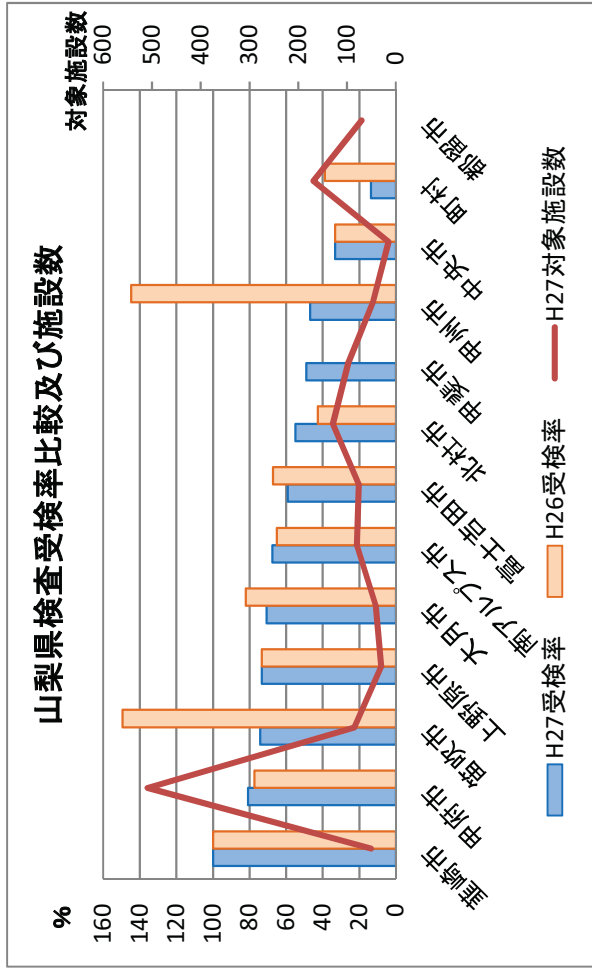
福井県



勝山市、越前市、小浜市、敦賀市、あわら市、鯖江市についてはH26年の検査実施率が0%、また町村の受検率は122.9%であった。
 (町村を除く市の2/3が0%)

福井県全体では81.3%(566/696)であり、H26の49.4%(326/660)と比較すると改善されている。
 福井県は、H26年では最も受検率の低い山形県に次ぐ結果となっている。

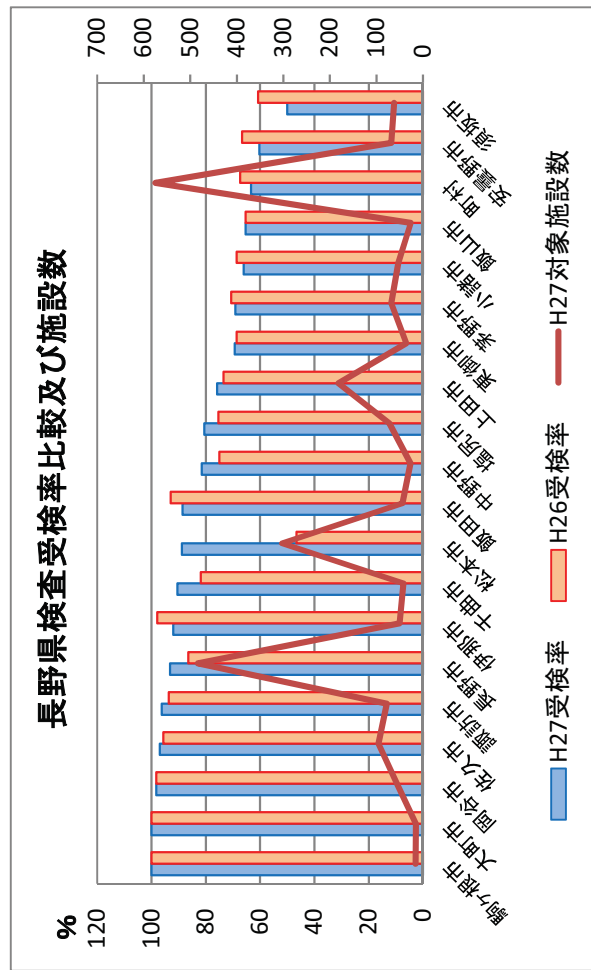
山梨県



甲斐市はH26年0%であったが、H27年は49%に改善している。
 都留市はH26、27年共に対象施設数70に対し、把握実施設数が0件である。
 H26年は笛吹市が149.4%、甲州市が144.7%であったが、H27は共に改善されている。
 町村については、H26年は38.9%からH27年は13.6%に減少している。

山梨県全体では60.4% (845/1400) であり、H26の67.4% (968/1437) と比較すると若干減少している。

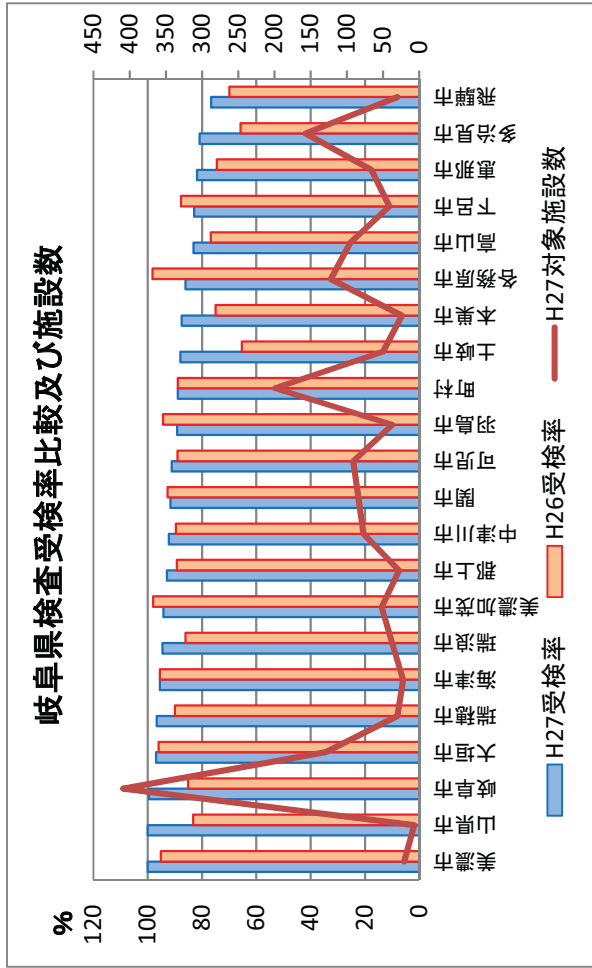
長野県



駒ヶ根市、大町市はH26、H27年共に100%を維持している。
 岡谷市、佐久市、諏訪市も95%前後の高い水準を維持している。
 松本市はH26年は46.6%(267/573)であったが、H27年は88.8%(269/303)と改善されている。

長野県全体では79.7%(1875/2353)であり、H26の71.1%(1833/2578)と比較すると増加している。

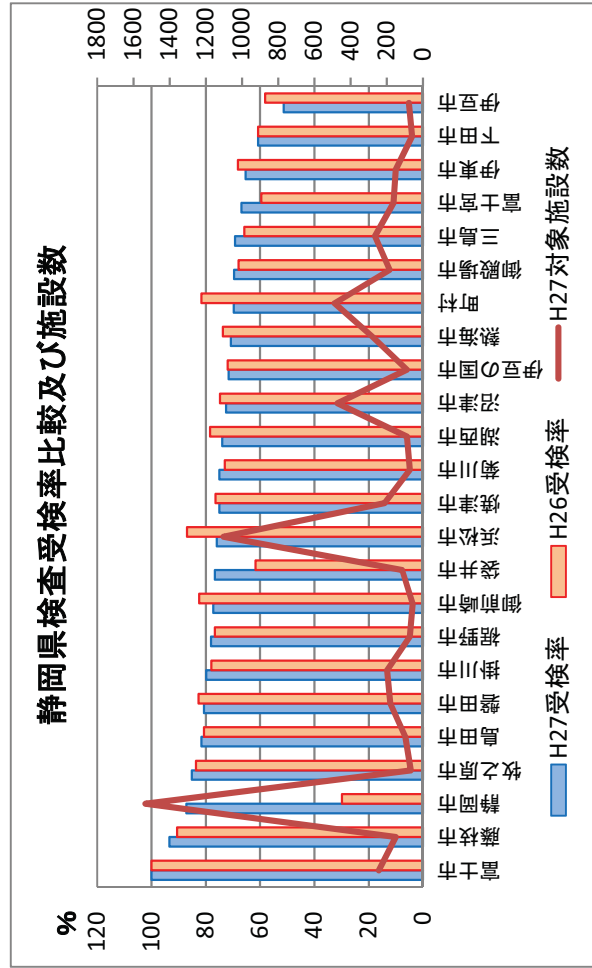
岐阜



美濃市 (H26年は95.2%)、山県市 (H26年は83.3%) は H27年は共に100%であった。また岐阜市は85.1%から 99.5%(407/409)に、土岐市は65.3%から88.0%(44/50)に 改善された。
各務原市はH26年は98.3%であったが、H27年は86.1% 減少している。

岐阜県全体では91.1%(1648/1808)であり、H26の 87.9%(1570/1786)と比較し若干増加している。

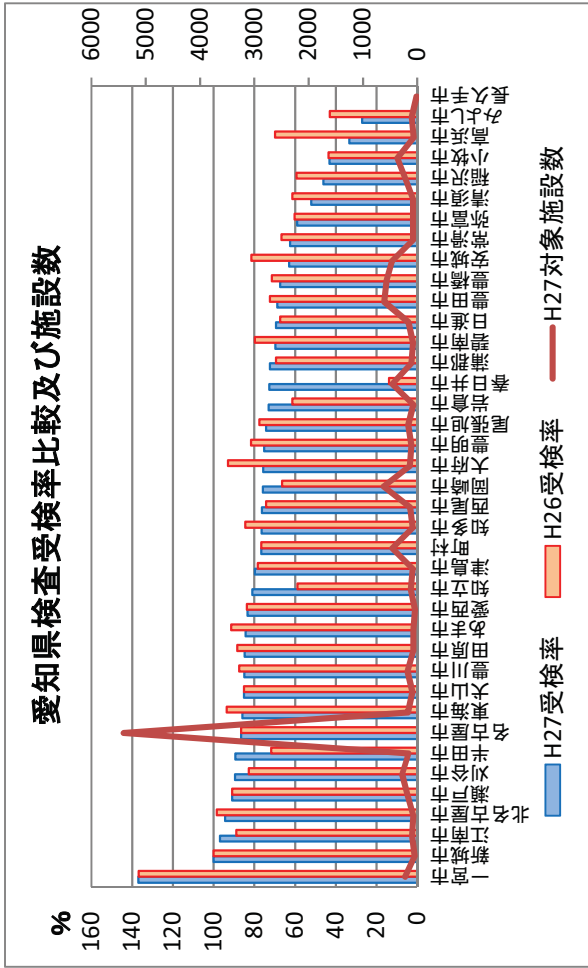
静岡県



富士市はH26、H27年共に100%である。
静岡市はH26年の29.8%(1265/4238)から H27年は87.2%(1338/1534)に改善されている。
対象施設数が大幅に減少していることから 母数の見直しが行われたと考えられる。
浜松市、町村は受検率が10%程度減少している。

静岡県全体では78.0%(5012/6426)であり、H26の 55.5%(5055/9114)と比較し大幅に増加している。
県全体の対象施設数は2700施設程度減少している。

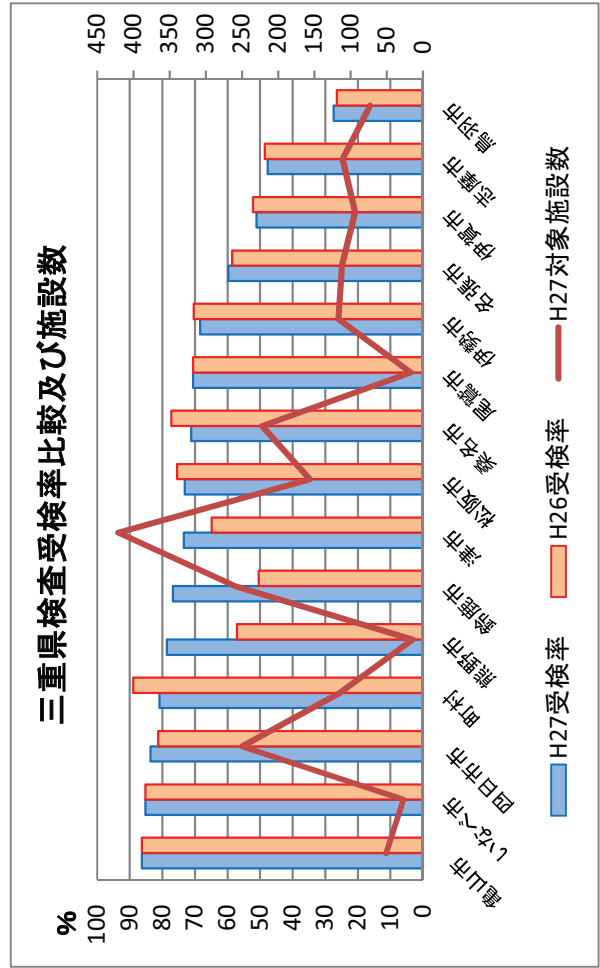
愛知県



春日井市はH26の13.9% (63/453) からH27年は72.7% (333/458) と大幅に増加している。
 また、知立市 (58.8%→81.0%)、半田市 (71.7%→89.3%) もH26年と比較し、増加している。
 高浜市はH26年69.8%からH27年33.3%、安城市は81.4%から62.9%と共に大幅な落ち込みとなっている。
 みよし市、大府市も十数%減少している。
 また、一宮市はH26.27年共に130%を超えているので、把握施設数の確認が必要と思われる。
 長久手市はH26, 27年共に0%である。

愛知県全体では79.1% (9887/12489) であり、H26の78.1% (9632/12337) と比較すると微増である。

三重県

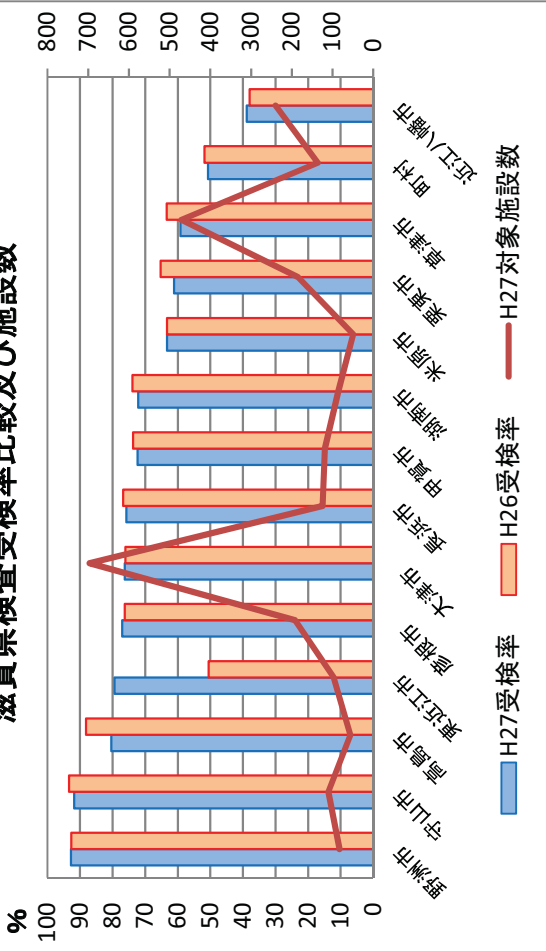


鈴鹿市 (50.4%→76.8%)、熊野市 (57.1%→78.6%) は、共に増加している。
 鳥羽市はH26年は26.4%、H27年は27.4%で低いレベルで推移している。

三重県全体では70.6% (1440/2039) であり、H26の65.9% (1333/2022) と比較すると若干増加している。

滋賀県

滋賀県検査受検率比較及び施設数

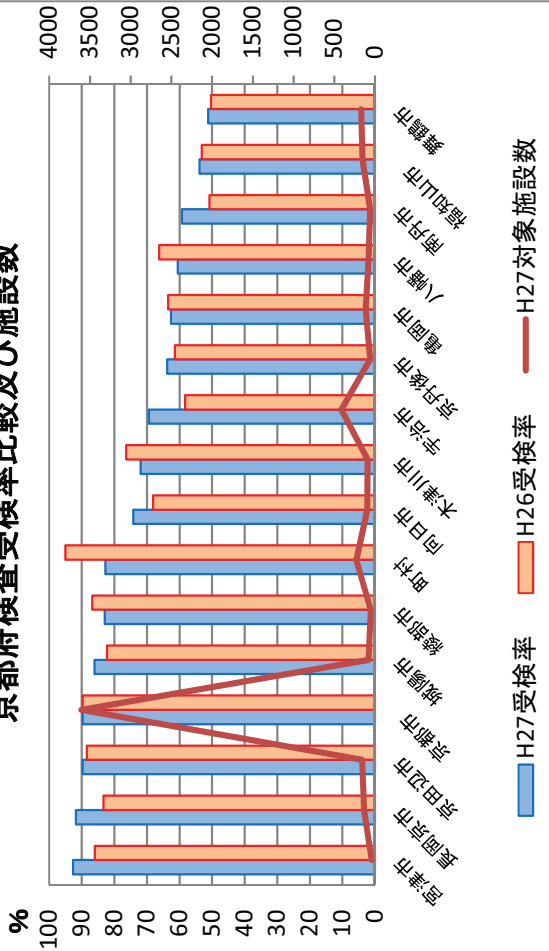


東近江市はH26年は50.5%であったが、H27年は、79.4%に改善されている。
 近江八幡市はH26年37.9%、H27年は38.8%と低いレベルで推移している。
 町村についても50%程度で推移している。

滋賀県全体では68.3%(1807/2645)であり、H26の68.4%(1791/2617)と比較し変化はない。

京都府

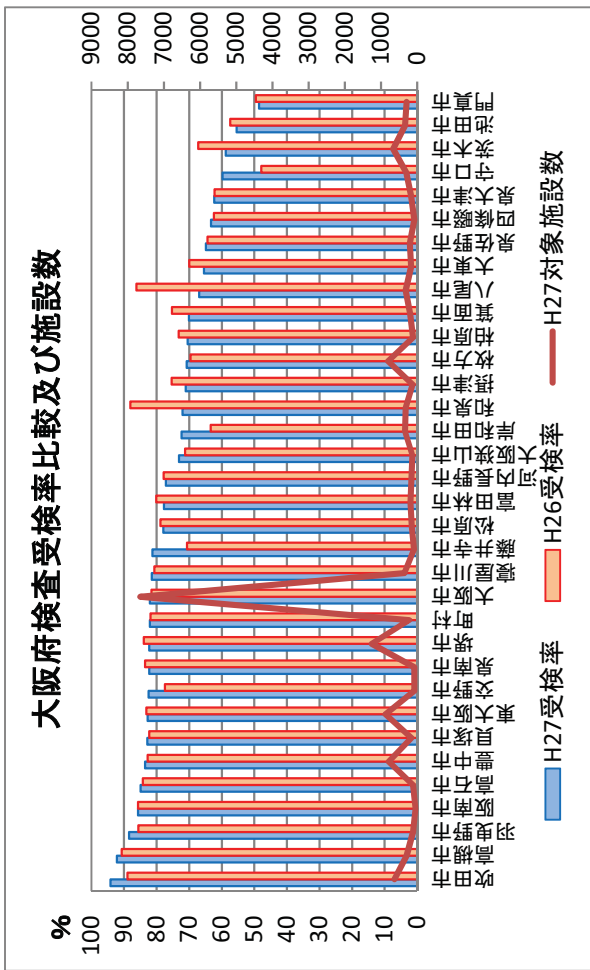
京都府検査受検率比較及び施設数



長岡京市、宇治市、南丹市はH26年と比較すると受検率が10%程度上昇している。
 一方、町村は10%程度減少している。

京都府全体では83.5%(4617/5528)であり、H26の82.9%(4579/5526)と比較するとほぼ変化はない。

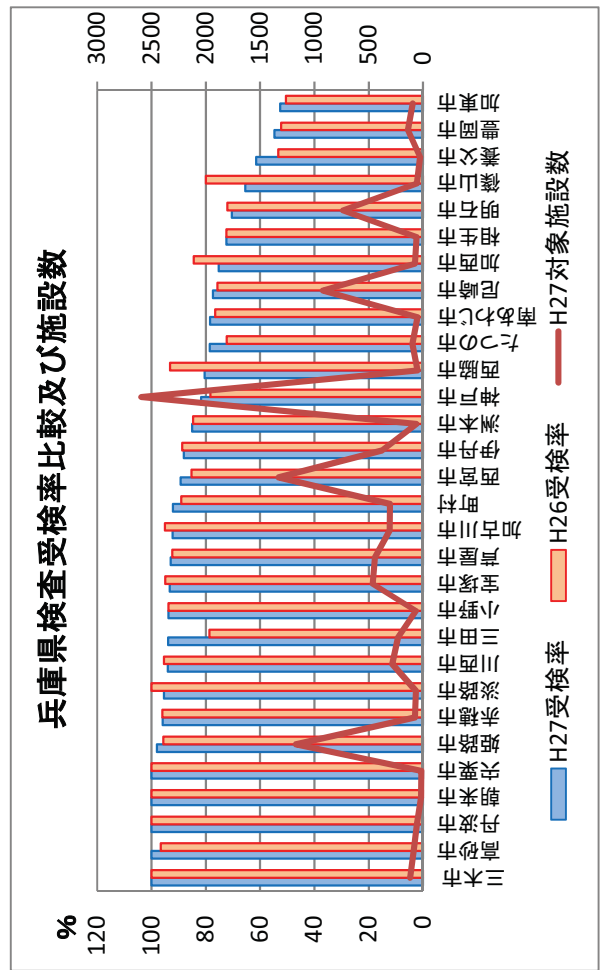
大阪府



守口市 (47.9%→59.8%)、岸和田市 (63.4%→72.3)、藤井寺市 (70.7%→81.3%) は、およそ10%程度改善されている。八尾市はH26年は86.2%であったが、H27年は66.9%と20%程度減少した。茨木市、和泉市も10~10数%減少した。門真市はH26年49.5%でH27年は48.6%と50%以下で推移し、改善が見られない。

大阪府全体では78.3%(13955/17816)であり、H26の78.6%(14045/17880)と比較すると変化はない。

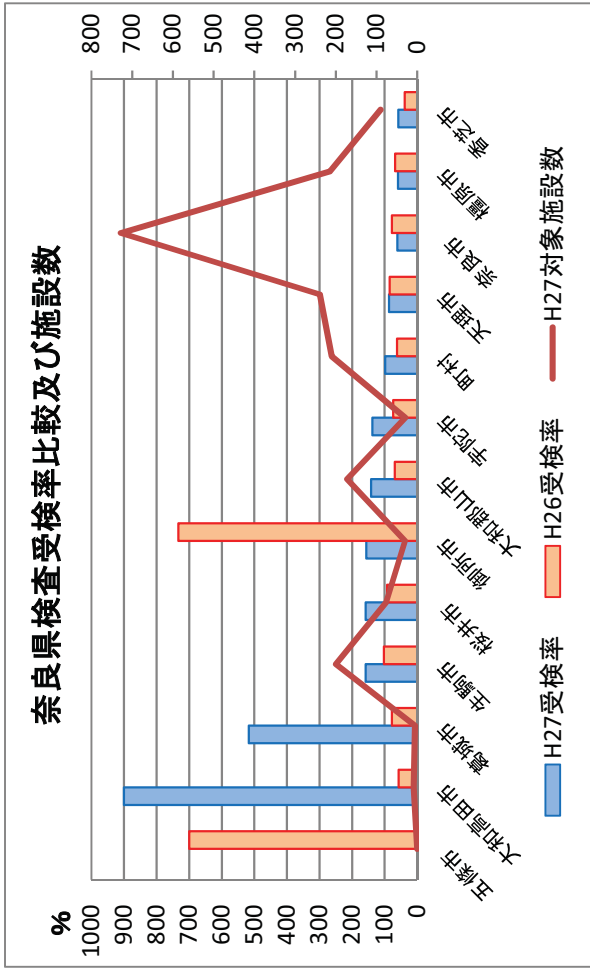
兵庫県



三木市、丹波市、朝来市、宋栗市はH26、27年共に100%である。高砂市はH26年96.6%から100%に改善されている。三田市はH26年78.7%からH27年は93.9%と15%上昇している。西脇市、篠山市、加西市は9%~14%程度減少している。豊岡市、加東市はH26、27共に50%程度で推移し、改善が見られない。

兵庫県全体では85.7%(8886/10370)であり、H26の83.7%(8705/10401)と比較すると若干増加している。

奈良県

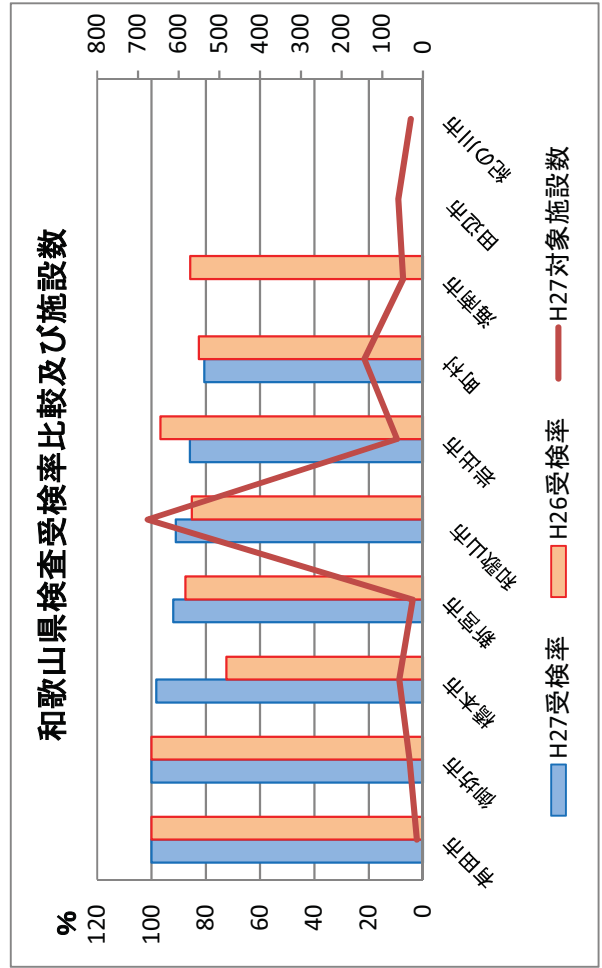


五條市はH26年は施設数2に対し検査数14で受検率が700%であったが、H27年は施設数0に対し検査数15で算出不能となっている。他、大和高田市900% (81/9)、葛城市516.7% (31/6)は、共に100%を大きく超えている。大和高田市、葛城市はH26年の対象施設数から、H27年は大幅に減少している。(102→9) (77→6)

また、御所市、生駒市、桜井市、大和郡山市、宇陀市は130%~160%で100%を超過している。御所市はH26年733.3%であった。他の4市は、H26年は74.1%~102.5%の受検率であったが、H27年は検査数が大幅に増加しているのに対し、施設数の変化は少ないことで受検率は大きな数値となっている。これらの市は、対象施設数の把握に問題があると思われる。

奈良県全体では96.5% (1933/2003) であり、H26の75.9% (1763/2324) と比較し増加している。しかし、母数が不正確である可能性がある。

和歌山県



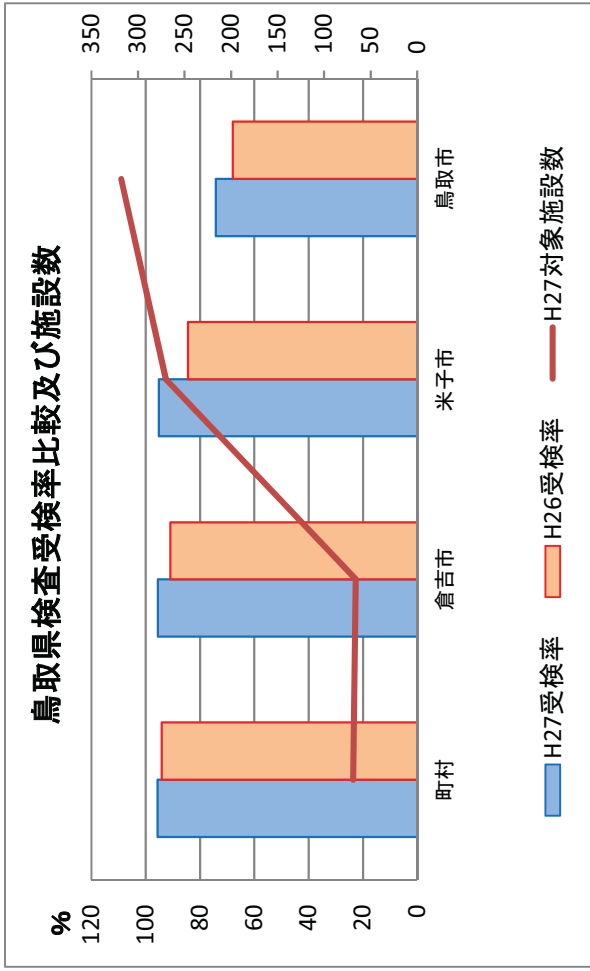
有田市、御坊市はH26、27共に100%を維持している。橋下市は、H26は72.4%であったが、H27年は98.3%に増加している。

南海市はH26年は85.7% (42/49) であったが、H27年は0% (0/49) である。

また、田辺市 (0/61)、紀の川市 (0/30) はH26、27年共に0%である。

和歌山県全体では79.1% (914/1155) であり、H26の77.9% (865/1110) と比較し微増している。

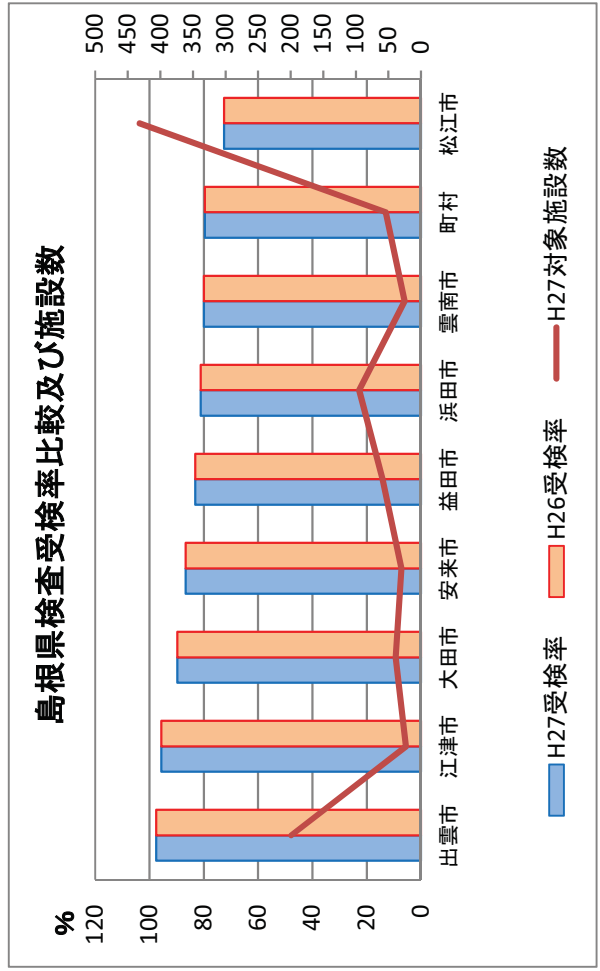
鳥取県



町村を含め3市とも検査実施施設数が増加し、受検率が向上している。対象施設数の多い鳥取市では67.9%から74.2%に上昇している。

鳥取県全体では86.0%(622/723)であり、H26の78.7%(570/724)と比較し増加している。

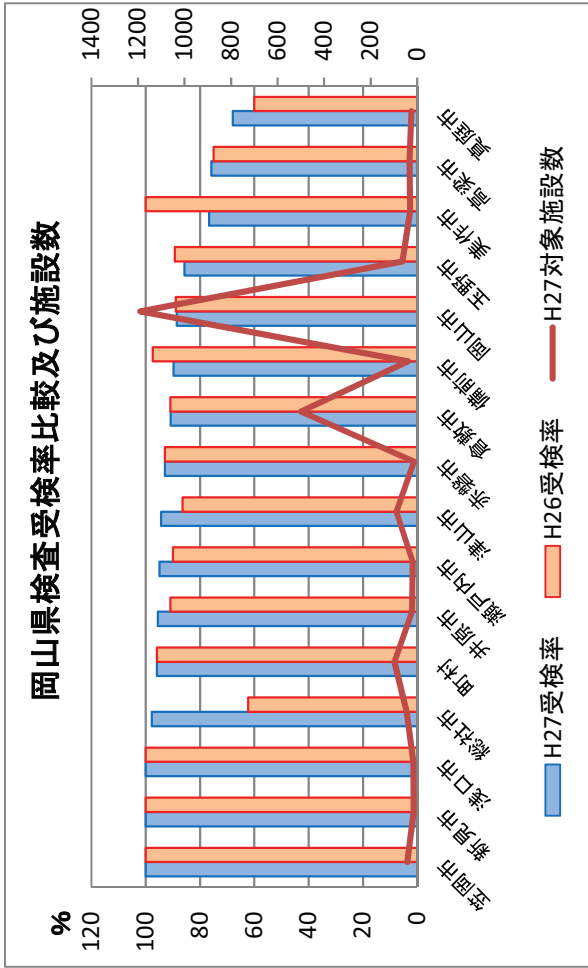
島根県



町村を含め8市全てがH26年と比較し、対象施設数、検査実施施設数に変動がない。出雲市(194/199)、松江市(313/432)は比較的施設数が多いので、変動が有っても不思議はないが、全てがH26のデータと同じである。施設数の更新等が適切に行われているか、確認が必要と思われる。

島根県全体では81.5%(779/956)であり、H26の数値と同じである。

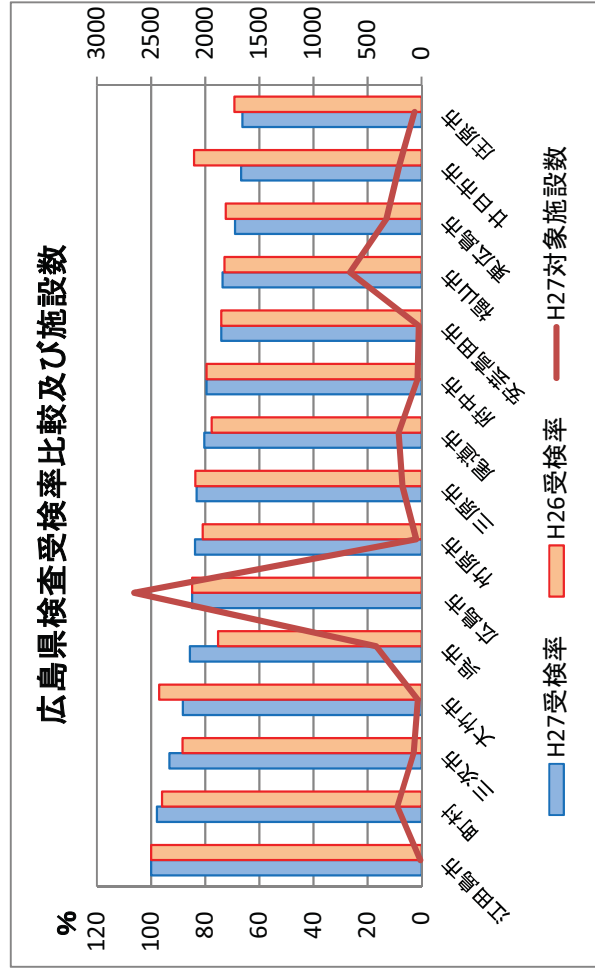
岡山县



笠岡市、新見市、浅口市はH26、27年共に100%を維持している。また、総社市はH26年は62.3%であったが、H27年は97.8%(44/45)に上昇している。美作市はH26年100%であったが、H27年は76.7%(23/30)に落ち込んだが、全体的に高いレベルを維持している。

岡山県全体では89.7%(2011/2242)であり、H26の88.9%(1984/2232)と比較すると変動はない。

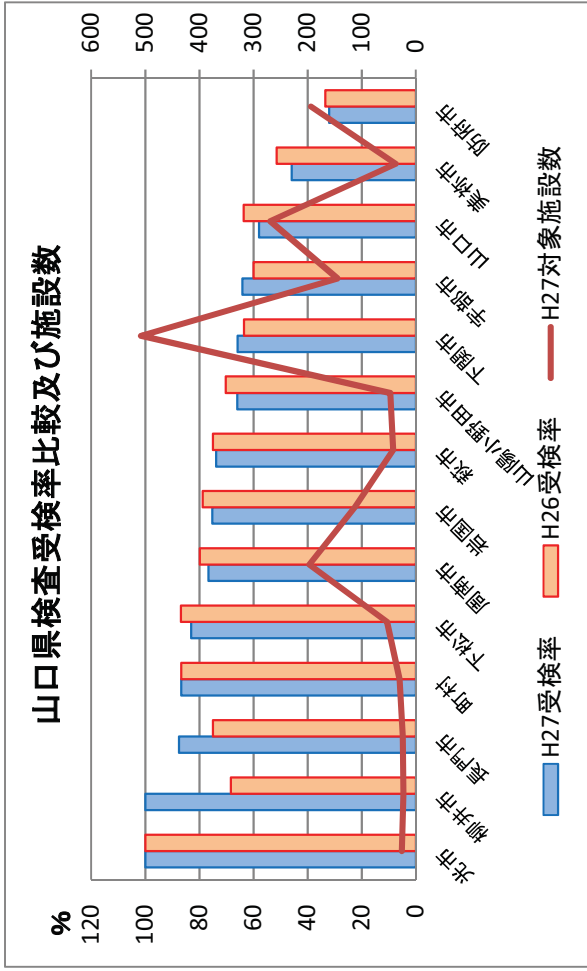
広島県



江田島市はH26、27年とも100%を維持している。また、町科も高い水準を維持している。廿日市市はH26年は84.1%(175/208)であったが、H27年は66.7%(138/207)に減少している。

広島県全体では81.9%(4244/5184)であり、H26の81.7%(4273/5230)と比較すると変動はない。

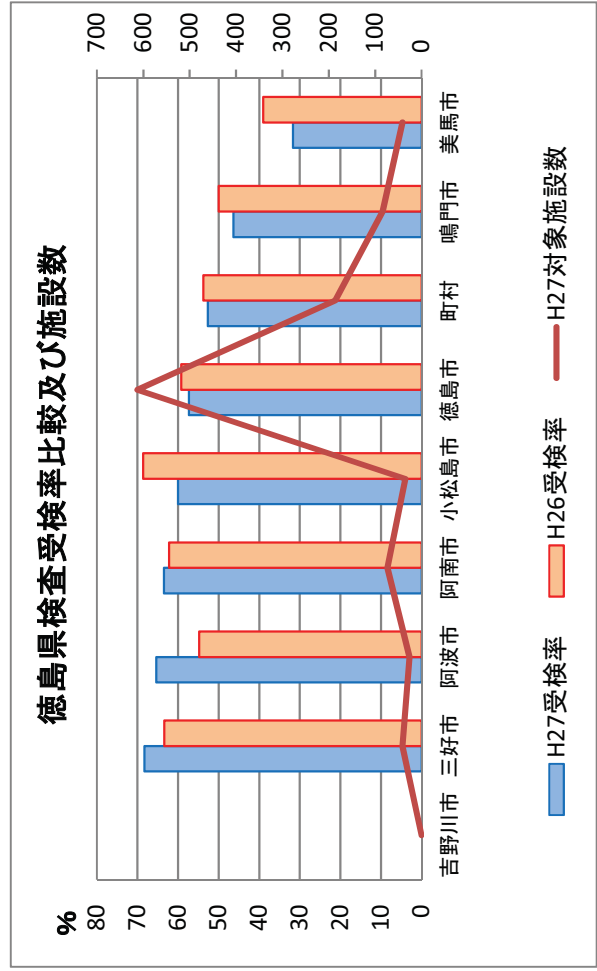
山口県



光市はH26、27年とも100%を維持している。
 また、柳井市はH26年は68.4%(26/38)であったが、
 H27年は100%(23/23)に向上している。
 美祿市はH26は51.4%(19/37)であり、H27年は45.9%(17/37)。
 また、防府市はH26は33.5%(65/194)がH27年は32.0%(62/194)
 と共に低いレベルで推移している。

山口県全体では64.5%(1101/1708)であり、H26の
 65.2%(1150/1763)と比較すると変動はない。

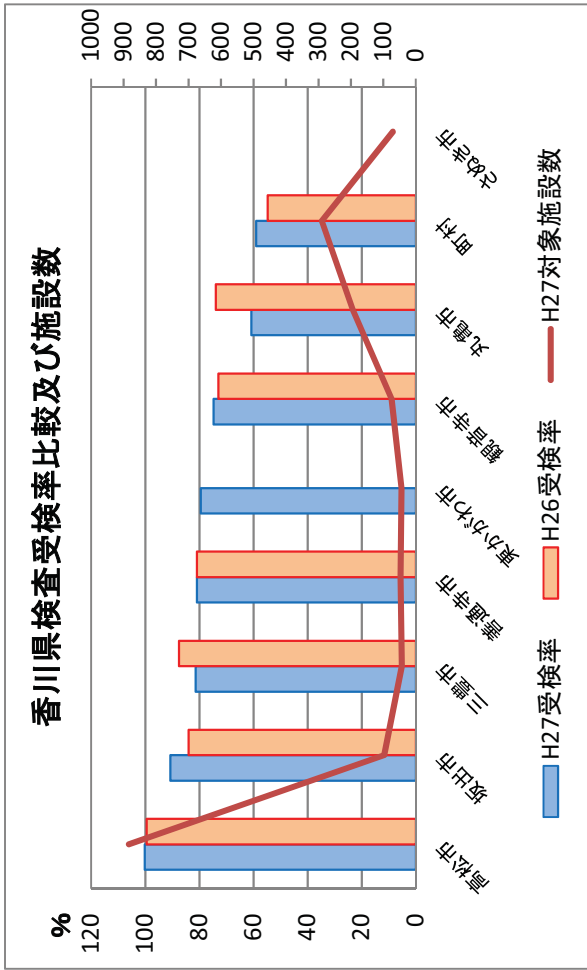
徳島県



吉野川市はH26、27年とも対象施設数が0で、検査数17
 となっており、受検率の算出が不能である。
 三好市、阿波市は共にH26と比較すると向上しているが、
 依然として受検率は70%以下である。
 また、美馬市はH26は39.0%(16/41)、H27年は31.7%(13/41)
 と低いレベルで推移している。

徳島県全体では57.4%(631/1100)であり、H26の
 58.9%(651/1105)と比較すると変動はない。

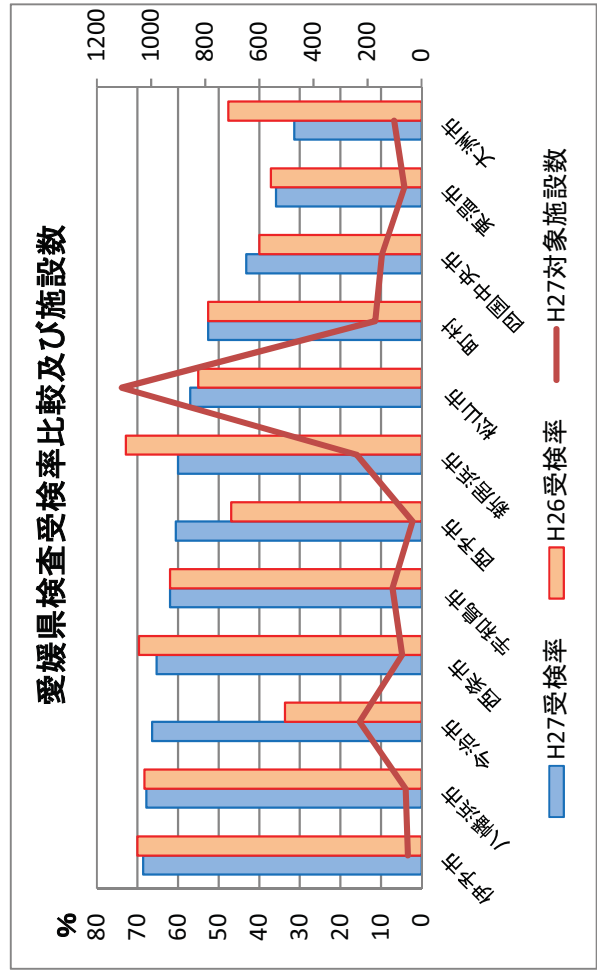
香川県



高松市はH26年は99.4%(867/872)であったが、H27年は100.2%(886/884)となり、対象施設数より検査実施施設数が2施設多い。
 東かがわ市H26年は受検率0%(0/45)であったが、H27年は79.5%(35/44)となり改善された。
 丸亀市はH26年73.9%(139/18)がH27年60.8%(118/194)となり、受検率を10%以上下げた。
 さぬき市はH26、27共に0%(0/71)となっている。

香川県全体では81.8%(1427/1745)であり、H26の79.8%(1373/1720)と比較すると微増となった。

愛媛県

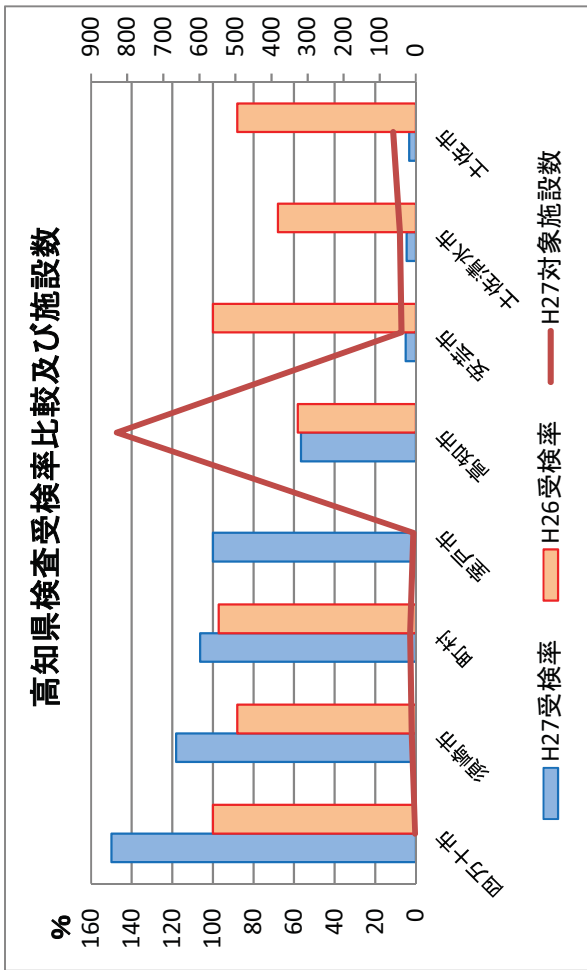


今治市はH26年の33.7%(157/466)からH27年は66.4%(152/229)と大幅に増加しているが、対象施設数が半減したことによって受検率が大きくなった。
 西予市はH26年は46.9%(15/32)であったが、H27年は60.6%(20/33)と15%程度向上している。

四国中央市(40.0%→43.2%)、東温市(37.1%→35.9%)、大洲市(47.6%→31.4%)は30%~50%程度のところを推移している。

愛媛県全体では56.4%(1345/2383)であり、H26の52.3%(1372/2621)と比較すると微増しているが、依然として低いレベルである。

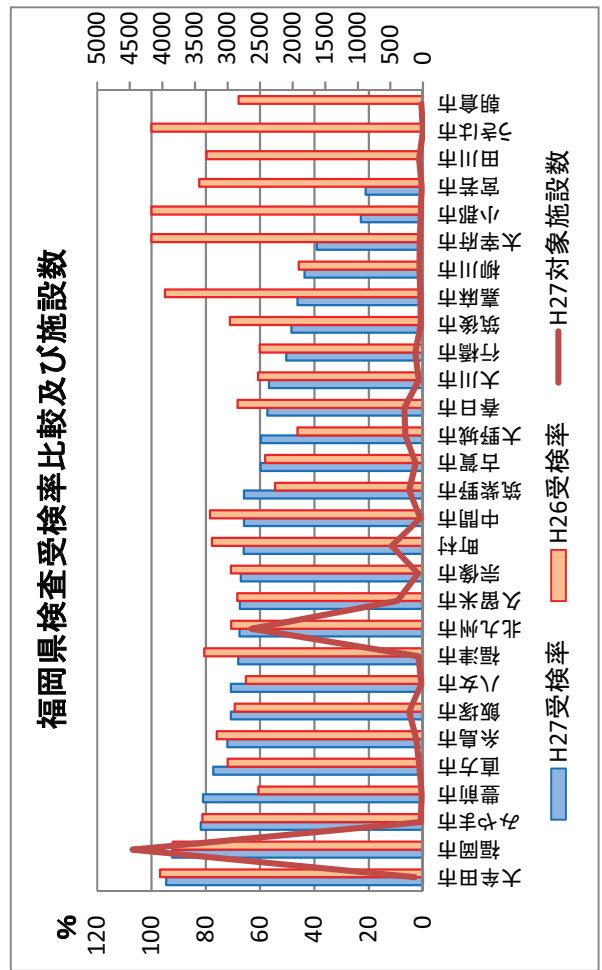
高知県



四万十川市はH26年の100%(21/21)からH27年は150%(3/2)となっているが、対象施設数が大幅に変更されている。須崎市(88.0%→118.2%)も対象施設数が31から11に、町村も対象施設数が105から16に変更され、ともにH27年の受検率は100%を超過している。室戸市はH26年のデータがないのでH26年の受検率は不明。安芸市はH26年は100%(16/16)であったが、H27年は5.0%(2/40)土佐清水市は68.0%(17/25)から4.5%(2/44)、土佐市は88.0%(22/25)から3.2%(2/63)と大きく減少したが、対象施設数も大きく変更されている。

高知県全体では50.9%(515/1012)であり、H26の65.7%(686/1044)と比較すると減少している。

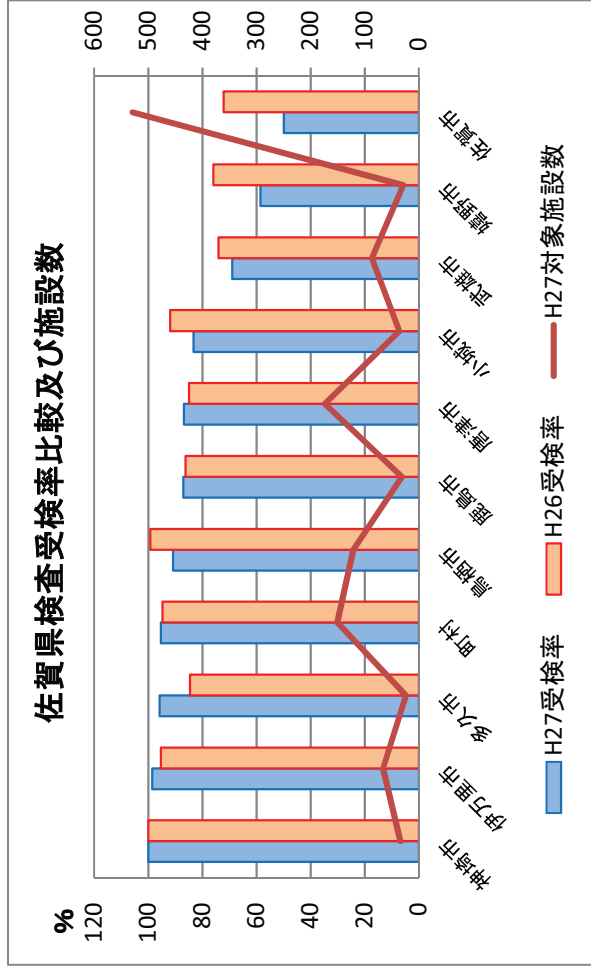
福岡県



豊前市はH26年は60.6%であったが、H27年は81.0%(17/21)と大幅に増加している。太宰府市(100%→39.2%)、小郡市(100%→22.9%)、嘉麻市(95.1%→46.2%)、筑後市(71.1%→48.5%)は大幅に受検率を下げている。また、柳川市はH26年は45.8%、H27年は43.6%と低いレベルで推移している。田川市(79.7%→0%)、うきは市(100%→0%)、朝倉市(68.0%→0%)は、検査実施施設数が0であった。

福岡県全体では76.8%(7777/10118)であり、H26の79.9%(7949/9946)と比較すると微増である。

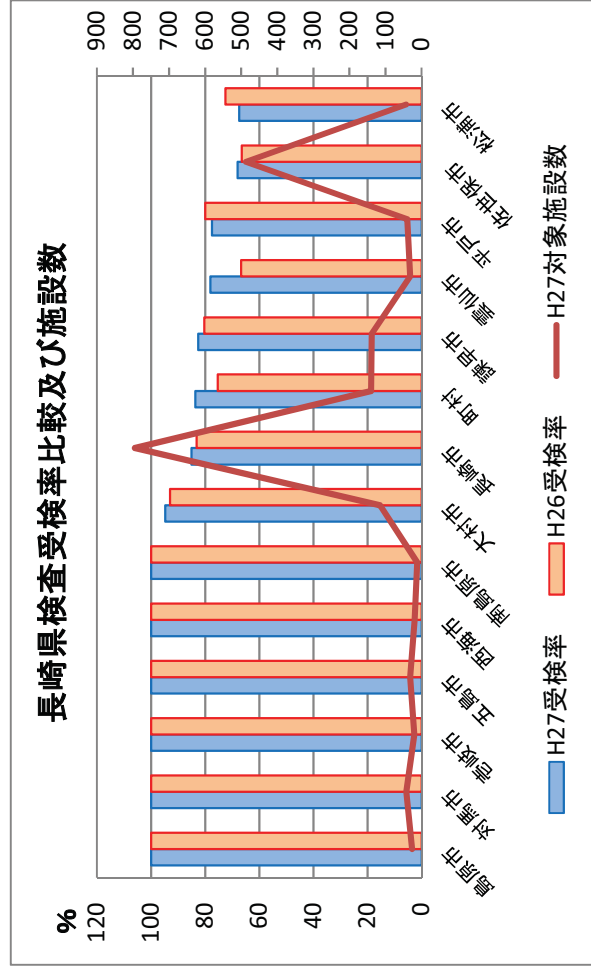
佐賀県



神埼市はH26、27年とも100%を維持している。
佐賀市(72.2%→49.9%)、嬉野市(75.9%→58.6%)は共に受検率を大きく下げている。

佐賀県全体では72.2%(925/1282)であり、H26の82.4%(1051/1275)と比較すると10%程度下がった。

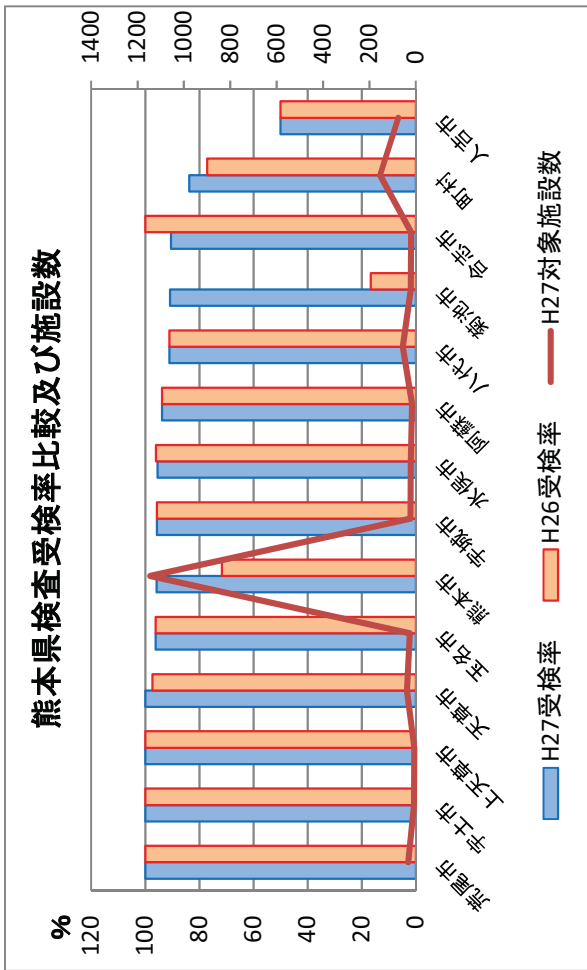
長崎県



島原市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市はH26、27年とも100%を維持している。
対象施設数が多い佐世保市(331/487)は、H26、27年共に60%題の受検率で推移し、若干低い。

長崎県全体では81.6%(1583/1941)であり、H26の79.6%(1563/1963)と比較すると2%向上している。

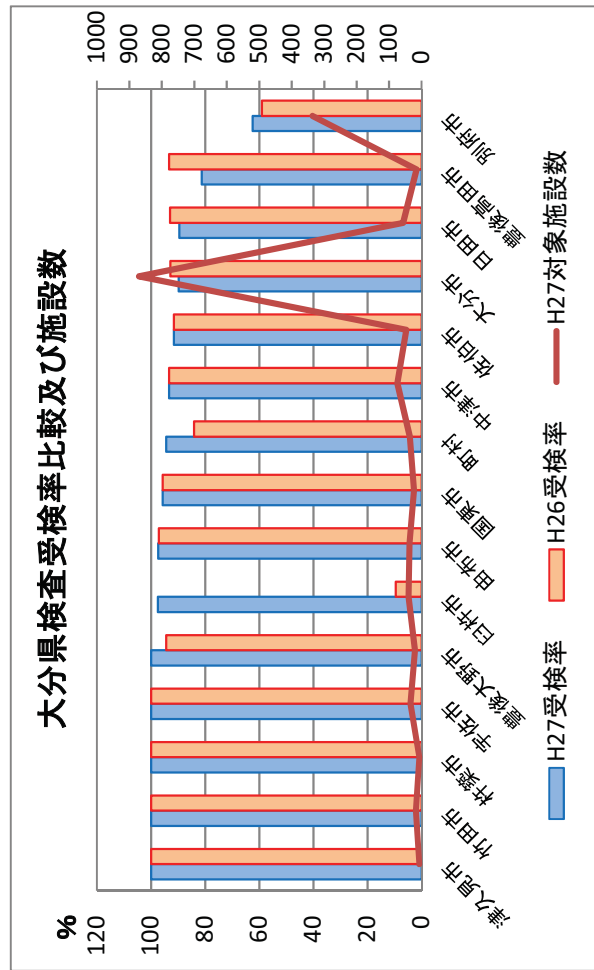
熊本県



荒尾市、宇土市、上天草市は、H26、27年とも100%を維持している。
 天草市はH26年は97.4%であったが、H27年は100%になっている。
 また、菊池市はH26年は16.7%であったが、H27年は90.9%と大幅に向上した。
 対象施設数が多い熊本市についてもH26の71.6%から95.8%と20%以上改善されている。
 人吉市はH26、27年とも50%で推移している。

熊本県全体では92.5%(1524/1648)であり、H26の74.1%(1260/1701)と比較すると20%近く向上している。

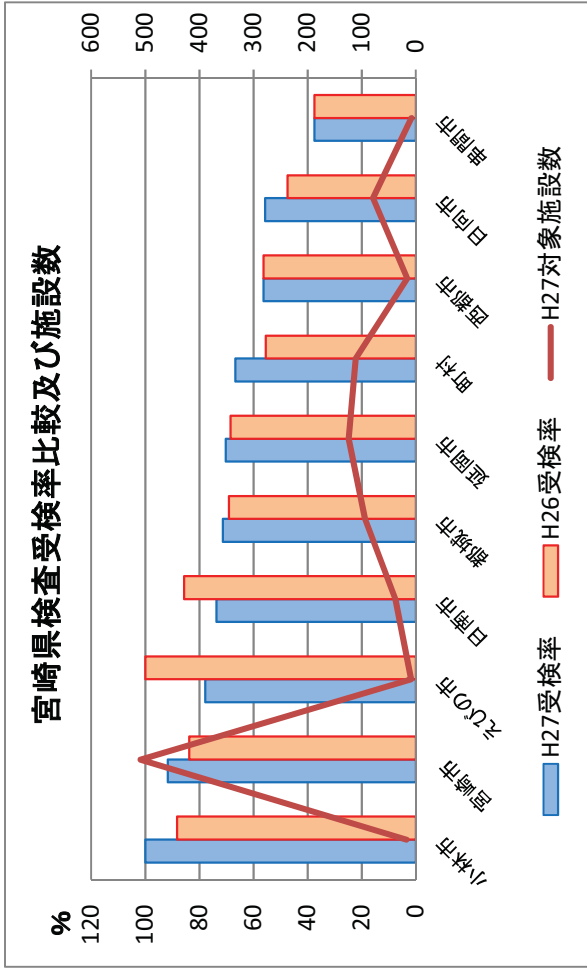
大分県



津久見市、竹田市、杵築市、宇佐市はH26、27年とも100%を維持している。
 豊後高田市はH26年は94.4%であったが、H27年は100%に改善された。
 臼杵市はH26の9.6%から97.5%と大幅に改善された。
 また、町村も受検率を10%程度上げて94.4%となっている。
 別府市はH26、27年とも60%程度で推移している。

大分県全体では85.3%(1386/1624)であり、H26の86.3%(1374/1593)と比較すると変動はなく、高水準を維持している。

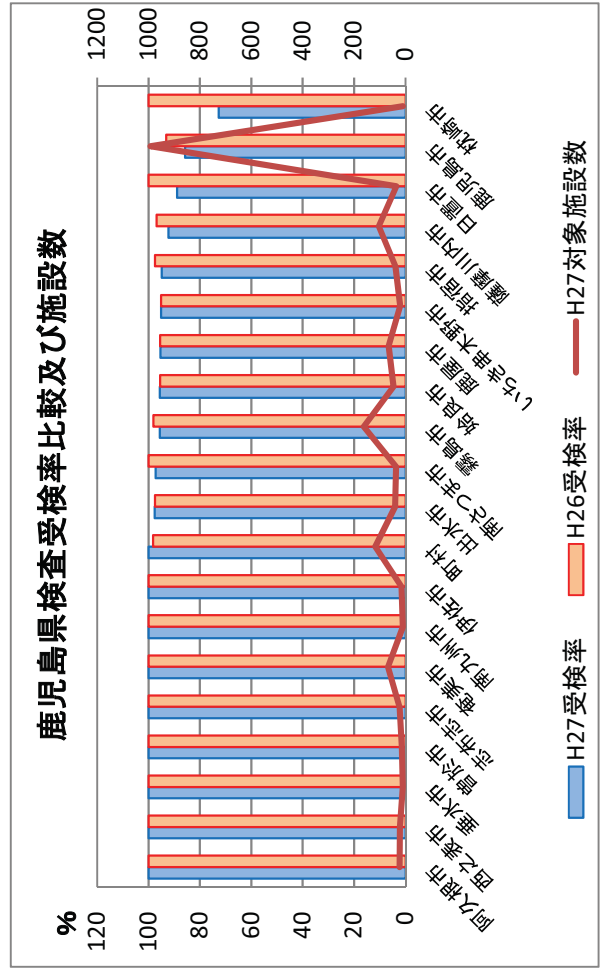
宮崎県



小林市はH26は88.2%であったが、27年は100%となった。
 えびの市(7/9)、日南市(28/38)は若干受検率が落ちた。
 西都市、日向市、串間市は30%台～50%前後で推移している。

宮崎県全体では79.9%(803/1005)であり、H26の74.4%(769/1034)と比較すると若干向上している。

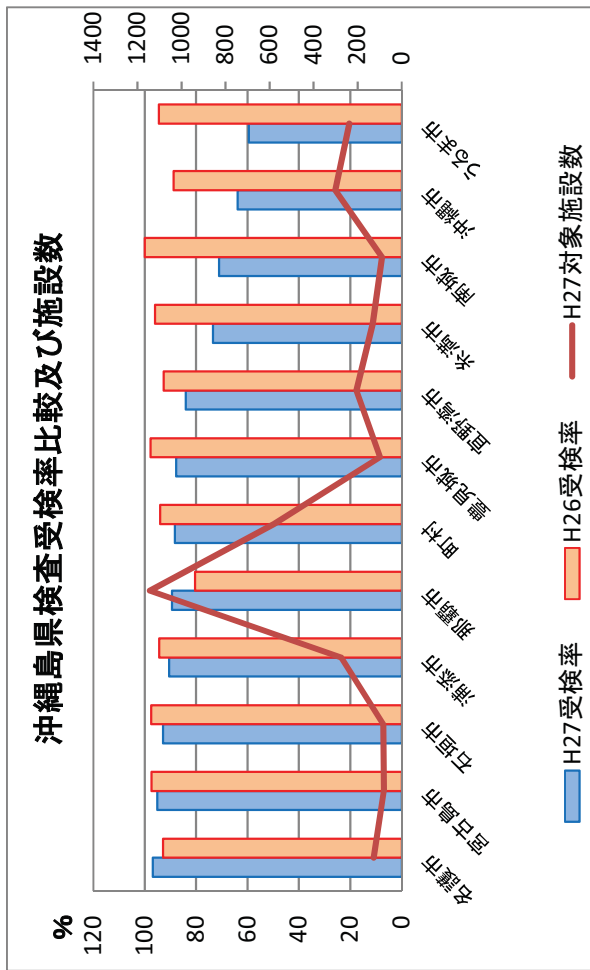
鹿児島県



阿久根市、西之表市、垂水市、曾於市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市は全てH26年に引き続き100%である。
 町村はH26年は98.3%であったが、H27年は100%である。
 日置市はH26は100%であったが、H27年は88.9%、枕崎市はH26の100%から72.7%となっている。
 また、対象施設数の多い鹿児島市はH26の93.1%からH27は85.8%と検査実施数がやや減少している。

鹿児島県全体では90.7%(1687/1860)であり、H26の94.6%(1702/1800)と比較すると若干低下している。

沖繩市



那覇市はH26年の80.4%から89.4%と10%程度向上した。町村、豊見城市、宜野湾市は、数%~10%程度減少している。

うるま市はH26年は94.5%であったが、H27年は59.5%と大幅に落ち込んだ。また、糸満市、沖繩市、南城市もH26年は88.8%~100%であったが、H27年は20%~30%程度落ち込んだ。

沖繩県全体では80.3%(2694/3355)であり、H26の89.1%(2611/2929)と比較すると低下している。沖繩県はH26年からH27までに貯水槽が426施設増えている。

Q16 ライフラインの備えとして、どのような事が考えられますか？

災害時のライフラインとマンション設備

マンションは公共からライフラインをとおして水道・電気などの供給を受けることではじめて機能することができます。大地震がきても壊れない建物構造であったとしても、外部からライフラインの供給が遮断されれば、そこで人間が生活することは難しくなります。1995年の阪神淡路大震災ではライフラインの供給がストップしてから復旧までに、およそ、

- ・ 電気：3日程度
- ・ 水道：1週間から1ヶ月程度
- ・ ガス：3週間から2ヶ月程度、かかりました。

ですから、大地震＝広域な災害と考えれば、公共のライフラインがダウンしても数日間は自給できるマンションであることが地震に強いマンションの条件の一つといえます。

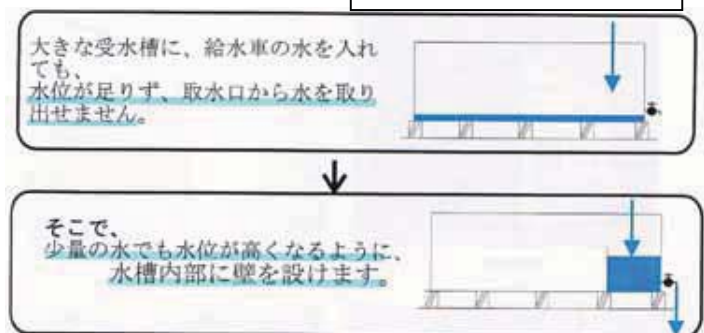
そのためには、マンション内部の設備を地震に対して強化すると共に、ある程度の「水源や電源」を確保しておくことが望まれます。

管理組合として行えるライフラインの備蓄対策

大地震がくれば、公共のライフラインがダウンすることを覚悟しなければなりません。各個人で行う備蓄対策や防災グッズは別として、ここではマンション管理組合が共用設備に対してできることを列記してみます。特にマンションの設備は、ほとんどが電気を頼りにしていますので、電気設備が機能しなければ、ポンプも動きませんので蛇口から水も出ません。

- ・ 非常用電源を設置する（自家用発電機、蓄電池など）
- ・ 自然エネルギーを活用した発電設備を設置する（太陽光発電など）
- ・ 地下水槽（防火水槽や雑用水槽）を設け、災害時に汲み上げる非常用小型ポンプや濾過装置を常備しておく。
- ・ 受水槽に緊急遮断弁と感震器を設け、地震時における水源の流出を防ぐ。
- ・ 受水槽内の隔壁を工夫し、給水車からの補給対応をはかる。
- ・ 受水槽に非常用取水栓を取り付け、取水できるようにする。 など

受水槽の給水車対応の例



市の補助金を活用し受水槽に緊急遮断弁を設置したマンション実例（浦安市・築25年・1100世帯）



受水槽に非常用取水栓を設置した例

マンション設備の地震に対する強化

そして何より、普段使っている設備機器や配管類が地震発生後も機能することが望まれます。特に広域な災害が発生すれば、マンション内部の壊れた設備機器を修理する人材を確保することは極めて困難となるでしょう。

- ・ 水槽は移動、転倒しないよう強化する
- ・ 変圧器など受変電設備は、移動、転倒しないよう強化する
- ・ 温水器や湯沸し器などの機器は、移動、転倒しないよう強化する
- ・ 給水管、排水管、電気幹線などは、破断しないよう強化する
- ・ 外灯や通路灯などは、転倒、破損しないよう強化する

古いマンションで、これらの全てを一度に整備するのは現実的には難しいですから、日常から少しずつでも意識し、メンテナンスや修繕工事の時に配慮していくことが必要です。

○浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則

平成10年6月29日
規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、受水槽を設置している者が当該受水槽に緊急遮断装置を設置した場合に、その設置に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、災害時における飲料水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 受水槽 耐震性を有し、かつ、水道管に直結した受水槽をいう。
- (3) 緊急遮断装置 災害時において、受水槽内の水道水の流出及び受水槽内への汚水の流入を防止するための緊急遮断の機能を有する装置をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に受水槽を設置している者であつて、当該受水槽に緊急遮断装置を設置したものであるものとする。

(補助対象経費)

第4条 市長は、受水槽への緊急遮断装置の設置に要した費用に対して補助を行う。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、緊急遮断装置の設置に要した費用の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 緊急遮断装置の設置に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し(金融機関の口座振替によって支払いをしている場合にあつては、その振込通知書の写し)
- (2) 緊急遮断装置の設置に係る契約書の写し
- (3) 緊急遮断装置設置図

2 前項の申請は、緊急遮断装置の設置を完了した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)内にしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容が適正であるかを審査し、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月1日規則第8号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条第1項)

(平13規則8・一部改正)

別記第1号様式(第6条第1項)

浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

電話番号 ()

浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金の交付を受けたいので、浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 緊急遮断装置の設置に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し(金融機関の口座振替によって支払をしている場合にあつては、その振込通知書の写し)
- (2) 緊急遮断装置の設置に係る契約書の写し
- (3) 緊急遮断装置設置図

第2号様式(第8条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金について、浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式(第9条)

浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

住 所
氏 名 ①
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金を、浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則第9条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額 円

補助金等調査表（チェックシート）

所属 総務部 防災課

(1) 補助金の内容

名 称	浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金		
根 拠 規 定 等	浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則		
交 付 開 始 年 度	平成10年度	終了予定年度	—
交 付 先	市内に受水槽を設置している者であって、当該受水槽に緊急遮断装置を設置したもの。		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	災害時における飲料水の確保を図る。		
対 象 事 業 の 内 容	受水槽を設置している者が当該受水槽に緊急遮断装置を設置した場合に、その設置に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		
効 果	飲料水を確保することで、災害時に住民の生命を守ることができる。		
形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助 <input type="checkbox"/> 混合補助 → 割合が大きいのには <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助		
近 隣 市 等 の 状 況	市川市：なし 船橋市：なし		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期	—	
	内 容	—	
補 助 対 象 経 費 の 内 容	緊急遮断装置の設置に要した費用の2分の1に相当する額とし、100万円を限度。		
交 付 申 請	受領書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付申請書 ・ 緊急遮断装置の設置に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し(金融機関の口座振替によって支払いをしている場合にあっては、その振込通知書の写し) ・ 緊急遮断装置の設置に係る契約書の写し ・ 緊急遮断装置設置図 	
	確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急遮断装置設置図により、図面のとおり受水槽に緊急遮断弁装置が設置されているか。また、受水槽は耐震性を有し、かつ水道管に直結しているか。 ・ 契約書の写し等により、設置工事を完了した日。 ・ 支払いを証する領収書の写しにより、当該設置工事費の支払いが済んでいるか。 	
中 間 報 告	受領書類	—	
	確認内容	—	
実 績 報 告	受領書類	—	
	確認内容	—	

添付資料2 浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金等調査表

(2) 補助金の評価

*小額補助金(30万円以下)・個人等への補助金については、回答不要

評価項目及び内容		評価	評価理由
公益・公平性	市民の福祉の増進など公益性を目的としたものであるか?	はい	受水槽に緊急遮断装置を設置することで、災害時に飲料水が確保することができ、市民等の命を守ることができる。
	事業が基本計画と合致しているか?	はい	第1次実施計画 1) 地域主体の震災対策に取り組む ③災害に強いまちをつくる 主要事業「受水槽緊急遮断装置設置補助事業」
	事業の目的などが社会経済情勢に合致しているか?	いいえ	設置費用は高額であり、設置者の負担が大きい。
	事業を実施できる団体が他にいないか?	はい	市独自の補助制度である。 なお、近隣市には同様の補助制度は無い。
必要性	市民からのニーズが高いか?	いいえ	災害時の飲料水確保については、市民から理解されているところである。しかし、市民側に高額な設置費用が伴うため、推進しにくい状況であるが、災害時の飲料水確保は市民の生命を守ることにつながるため、PRに努め市が主導し推進を図っている。
	事業を実施しなかった場合に、多大なマイナスの影響があると認められるか?	はい	災害時の飲料水確保についての啓発や取り組みの低下が懸念される。
	市が関与する妥当性があるか?	はい	市民、自主防災組織、事業所、市などが、それぞれ連携し、飲料水の確保を含めて防災対策を進めることで、被害を最小限に抑えられる。
	他に類似の事業がないか?	いいえ	受水槽緊急遮断装置設置に対する他の補助制度は無い。ただし、飲料水の確保という点では、自主防災活動を通して、各家庭で災害に備えて飲料水を備蓄するよう進めている。
効果性	具体的に説明できる効果があるか?	はい	補助金交付実績は8件あり、その受水槽容量の合計は1769.2t。大人1人当たり、1日3ℓを目安として3日分で換算すると、196,575人分相当の飲料水が確保できる。
	補助金額に見合う効果があると認められるか?	はい	災害時の飲料水の確保は生命を守ることにつながるものであるため、効果は多大である。
	事業の効果が広く市民に波及しているか?	はい	災害時の飲料水確保として啓発しており、市民に安心感を与えている。また、各家庭や自主防災組織ではペットボトル等の飲料水の備蓄の取り組みが見られる。
	補助がなければ事業の継続ができないと認められるか?	はい	設置にあたっては、費用が高額であるため、これまで以上に推進が困難であると思われる。
合規性	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか?	はい	浦安市受水槽緊急遮断装置設置補助金交付規則
	対象経費に対して、補助割合(補助率)を設定しているか?	はい	緊急遮断装置の設置費用の2分の1で、100万円を限度。
	交付申請・実績報告の際に、効果や評価の検証を行っているか?	はい	1日1人3ℓの3日分で、何人分に相当するかなど。
	事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行なっているか?	はい	市ホームページや広報うらす、防災の手引きなどに掲載し、PRを行っている。また適切に審査をし補助金を交付している。
優先性	事業の目的・内容・実施時期に緊急性が認められるか?	はい	国の中央防災会議においても、大規模な被害が想定される東京湾北部地震の切迫性が報告されている。
	市民参加と協働を推進する目的があるか?	はい	市民、自主防災組織、事業所、市などが、それぞれ役割を果たし防災対策を進めることで、被害を最小限に抑えられる。
	施策として遅れており、弱点を補完する取り組みであるか?	いいえ	各家庭や自主防災組織の取り組み、事業者との協定など、様々な方策により災害時の飲料水の確保に努めている。
	創設当時と比べ必要性(社会需要や補助対象)が減少していないか?	はい	大地震がいつ起きてもおかしくないなかで、社会需要は高まっているものと思われる。なお、現在は上下水道用に供する貯水槽(受水槽)を設置する宅地開発事業等を行う場合は、緊急遮断装置の設置を義務付けている。

(3) 補助金の総合評価及び課題

補助金評価のグラフ *小額補助金(30万円以下)については、グラフなし	補助金の課題
	<p>防災の手引きをはじめ、市ホームページや広報うらやすに掲載しているほか、関連課の関係事業などを通じPRを行っているが、平成19年度から補助金交付実績はない。</p>

(4) 補助期間や見直し期間の設定の可能性

補助期間の終期については、未設置が無くなった時期と考える。

(5) 補助金の今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他	<p>現行継続の理由</p> <p>国の中央防災会議においても、大地震がいつ起こってもおかしくないとされているなか、災害時の飲料水の確保は非常に重要である。</p>
<p>その他の内容</p>	<p>見直しの時期</p> <p>見直しの内容</p>
	<p>廃止の時期</p> <p>廃止の理由</p>

(6) 所属長の評価・今後の方向性

災害時における飲料水の確保については、生命の維持に直結する課題であり、平時にも増して大変重要なため、今後とも自助・共助・公助の連携を基本とする中で、各家庭、各地域の自治会、自主防災組織及び市が相互に補完し合うことを念頭におき、備蓄に努めていく必要がある。利用者の整備費用が伴う関係から、なかなか思うように推進が図れていない現状であるが、災害時において市民等の生命を守る飲料水の備蓄につながるものであるため、引き続き創意工夫によるPR活動に努め、補助金の活用により新規設置や増設の推進ができるよう取り組んでいきたいと考えている。

iv 集合住宅の防災拠点化



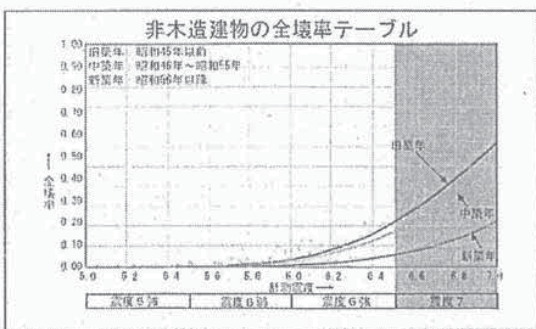
阪神淡路大震災での避難所の状況

本区の首都直下地震(東京湾北部地震)の想定では、帰宅困難者を含めると最大で27万人の避難者が想定されており、単純に77の避難所で割りかえすと1避難所当たり3,500人の避難者が発生する。

平成25年に改正した葛飾区地域防災計画では、この点に着目し、避難所は自宅が被災(建物が倒壊・焼失)した方々が生活する場所であることを明確化した。

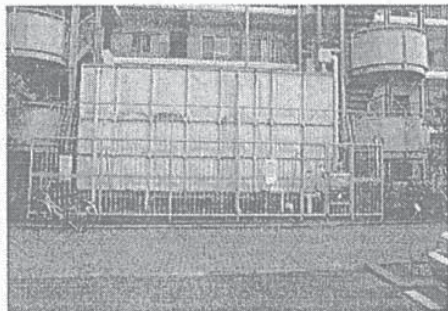
集合住宅の在宅避難を推進する施策が急務

iv 集合住宅の防災拠点化



地域の防災活動の拠点となりうる施設

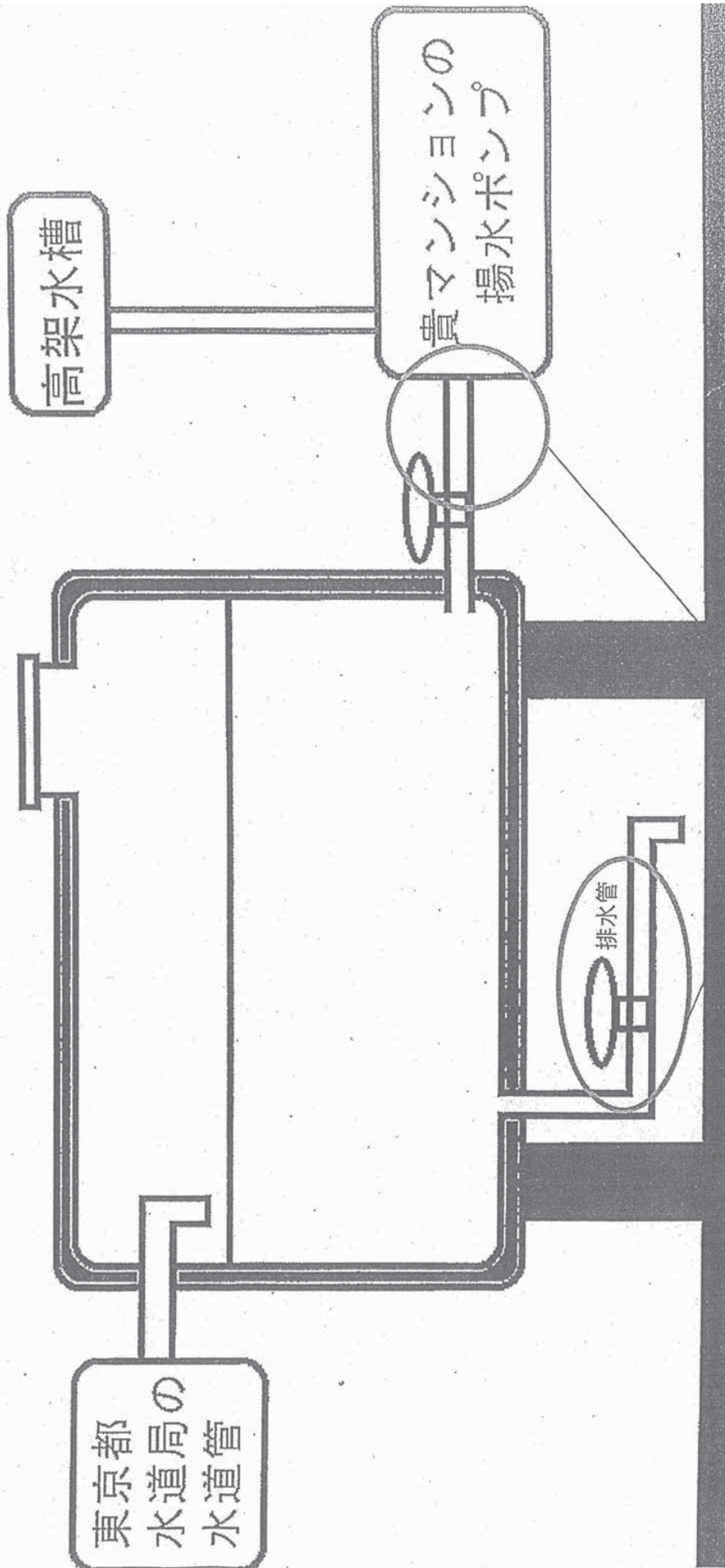
大型の受水槽



マンション受水槽:0.5日分の生活用水
⇒100世帯のマンションでも約2000人分の3日間の飲料水となる。

地域と連携した防災対策を進めている集合住宅への支援の拡大

マンション貯水槽



排水管や揚水管に蛇口をつけて、災害時に利用します。

平成 年 月 日

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書

東京都水道局長 殿

設置場所	区市町 マンション名等	丁目	番地	号
所有者	区市町	丁目	番地	号
	所有者名			Ⓜ
	連絡先	TEL	()	
管理責任者 (管理会社等)	区市町	丁目	番地	号
	管理会社名			
	責任者名			Ⓜ
	連絡先	TEL	()	

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓の設置に当たって、下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

- ①非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。又、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ②非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ④東京都給水条例第33条の5に基づき、当該貯水槽を適切に管理すること。又、破損や損傷の際は、設置者（所有者）及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
- ⑤災害時以外の一般使用が認められた場合は、所有者（設置者）及び管理責任者の責任において、使用量に対する料金請求に応じること。
- ⑥非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。
- ⑦所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

お客さま番号									

〔設置確認欄〕		
給水課長	課長代理	担当者

〔受付欄〕	
所長	担当者

共同住宅貯水槽接続配管への 非常用給水栓設置補助金について



制度の概要

この制度は、共同住宅(マンション等)で所有する受水槽を活用して、災害時の集合住宅の在宅避難の推進を図るため、受水槽に非常用給水栓を取り付けた場合、その費用を区が補助するものです。

補助対象

- 次の(1)(2)(3)を満たす、共同住宅の管理組合
- (1) 区内に存すること
 - (2) 非常用給水栓を設置することができる貯水槽を有すること
 - (3) 地域別地域防災会議その他地域の防災活動における活動実績があること

補助金申請時(共同住宅)

- (1) 貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金申請書(第1号様式)
- (2) 代表者証明書(第2号様式)
- (3) 管理組合同規約
- (4) 工事について管理組合の合意がわかる書類
- (5) 工事費見積書(区内水道業者に限る)

審査(区)

- 地域別地域防災会議その他地域の防災活動実績も審査
- 承認: 貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金決定通知書(第3号様式)
- 却下: 貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金不交付通知書(第4号様式)

工事実施・完了・支払(共同住宅)

- (1) 貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金実績報告書(第5号様式)
 - (2) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置完了届
 - (3) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置前及び設置後の状況がわかる工事写真
 - (4) 領収書の写し(マンション代表者が水道業者にお金を支払ったもの)
又は工事費用の請求書の写し(委任状でマンション代表者から業者に依頼、
マンション代表者が区に請求し、区から業者に支払を行うためのもの。)
- 1箇所21万5千円限度額 合計限度額43万円

審査(区)

- 承認: 貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金額決定通知書(第6号様式)

補助金請求(共同住宅)

- 請求書(第7号様式)
- 受領委任状(第8号様式)

区から水道業者又は共同住宅に工事費支払

共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱

平成 29 年 1 月 23 日

28 葛地防第 4 6 2 号

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、共同住宅に存する貯水槽の接続配管（以下「貯水槽接続配管」という。）に非常用給水栓を設置する費用を補助することにより、共同住宅における在宅避難を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常用給水栓 災害時に貯水槽接続配管から直接給水するための器具をいう。
- (2) 地域別地域防災会議 災害対策に関する地域固有の課題解決に向けて取り組んでいる自治町会等の団体と葛飾区（以下「区」という。）との協働により運営する会議をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体又は同法第 47 条第 2 項に規定する管理組合法人をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 区内に存すること。
- (2) 非常用給水栓を設置することができる貯水槽を有すること。
- (3) 地域別地域防災会議その他地域の防災活動における活動実績があること。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、貯水槽接続配管に非常用給水栓及び塩素残留検査キットを設置する工事（区内水道業者が施工するものに限る。以下「工事」という。）に要する費用とする。

- 2 補助金の対象となる工事は、1 の共同住宅につき 2 箇所を限度とする。
- 3 補助金の額は、第 1 項の費用の額とする。ただし、工事 1 箇所につき 21 万 5,000 円を限度とする。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、工事の着工前に、貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、葛飾区長（以下「区長」

という。)に申請しなければならない。

- (1) 代表者証明書(第2号様式)
- (2) 管理組合同規約
- (3) 工事について管理組合の合意がわかる書類
- (4) 工事費見積書

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容及び第3条第3項の実績を審査し、適当と認めるときは貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金決定通知書(第3号様式)により、適当でないとき認めるときは貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金不交付決定通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の決定)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置完了届
 - (2) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置前及び設置後の状況がわかる工事写真
 - (3) 領収書の写し(第8条第2項の場合にあつては、工事費用の請求書の写し)
- 2 区長は、前項の規定により実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金額決定通知書(第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、請求書(第7号様式)により、区長に補助金を請求するものとする。

2 前項の場合において、補助金の受領を工事の施工業者(以下「施工者」という。)に委任するときは、請求書に受領委任状(第8号様式)を添えて、区長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求をしたものに対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めない事項については葛飾区補助金等交付規則の定めるところによ

添付資料3 葛飾区 共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要領

り、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、危機管理・防災担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金申請書

平成 年 月 日

葛飾区長宛て

管理組合名
管理組合住所
管理組合電話番号

代表者氏名 印
代表者住所

共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金を申請します。

記

1 補助金額 ￥

2 共同住宅名称

3 共同住宅住所

〒

添付書類

- (1) 代表者証明書(第2号様式)
- (2) 管理組合同規約
- (3) 工事について管理組合の合意がわかる書類
- (4) 工事費見積書

第2号様式(第5条関係)

代表者証明書(管理組合用)

代表者の住所

代表者の氏名

上記の者は、当管理組合の代表者であることを証明します。

平成 年 月 日

管理組合事務所の住所

管理組合の名称

証明者の住所

証明者の資格氏名

印

証明者の住所

証明者の資格氏名

印

(注)代表者以外の役員2名(証明者)が連署し、押印してください。

第3号様式(第6条関係)

葛地防 第号
平成 年 月 日

様

葛飾区長

貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金の交付について、共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

補助金交付見込額 円

※交付時期 工事完了後の実績報告をもって補助金額を決定し、交付の手続きを行います。

教示文

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として、(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の機関が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式(第6条関係)

葛地防 第号
平成 年 月 日

様

葛飾区長

貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった非常用給水栓の取り付け工事費について、共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第6条の規定により、審査の結果、下記の理由により補助金の交付をしないことに決定しましたので通知します。

記

不交付決定理由

教示文

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として、(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の機関が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第7条関係）

貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金実績報告書

平成 年 月 日

葛飾区長宛て

管理組合名 _____

管理組合住所 _____

管理組合電話番号 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

平成 年 月 日付け 葛地防第 号により交付決定を受けた貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金について、共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 円

2 共同住宅名称

3 共同住宅住所

〒 _____

添付書類

- (1) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置完了届
- (2) 貯水槽接続配管非常用給水栓の設置前及び設置後の状況がわかる工事写真
- (3) 領収書の写し（同要綱第8条第2項の場合にあっては、工事費用の請求書の写し）

貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金額決定通知書

平成 年 月 日

様

葛飾区長

平成 年 月 日付け 葛地防第 号で交付決定した貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金については、共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第7条の規定により、平成 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき下記のとおり額の決定をしたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 共同住宅名称

3 共同住宅住所

〒

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として、(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の機関が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式 (第8条関係)

平成 年 月 日

葛飾区長 宛て

管理組合名	
管理組合住所	
管理組合電話番号	
代表者氏名	印
代表者住所	

請 求 書

平成 年 月 日付 葛地防第 号で交付決定のあった貯水槽接続配管非常用給水栓設置補助金について、共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

口座振込依頼書

金融機関名	銀 行・信用金庫	本 店
	信用組合・信託銀行	
	農 協	支 店
金融機関コード		(記入不要)
フリガナ		
口座名義		
口座種類・番号	普 通 当 座	右詰め

第8号様式（第8条関係）

受領委任状

(受任者) 所在地 _____

会社名 _____

代表者 _____ 印

私は、上記の者に、下記の事項を委任します。

記

共同住宅貯水槽接続配管への非常用給水栓設置補助金交付要綱に基づく補助金の受領に関すること。

平成 年 月 日

(委任者)

管理組合名 _____

管理組合住所 _____

管理組合電話番号 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

災害時における相互協力に関する協定

甲 (自治町会名称)	■■■■■
乙 (集合住宅名称)	■■■■■
丙	葛飾区

上記の甲乙丙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、葛飾区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙相互に連携した災害対策を図るとともに、丙を含めた平時からの情報交換などを進め、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害が発生した場合において必要があると認めるときは、甲と乙は、それぞれに協力を要請するものとする。

(協力内容)

- 第3条 前条の規定による要請があったときは、特別な支障がない限り、次にあげる事項を行うものとする。
- (1) 区内で水害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広域に避難する時間的な余裕がないときは、乙は、甲の求めにより共用部分を、命を守るための一時的な避難場所として住民に無償で使用させる。
 - (2) 区内で災害が発生し、区が指定した避難所を開設した場合は、甲は、乙の求めにより、避難所運営会議のメンバーとして、乙のマンションにおける在宅避難の状況などの把握に努めるとともに、避難所で得た情報の提供等を通直実施する。
 - (3) 区内で災害が発生し、それぞれに支障が必要な場合は、甲乙互いの備蓄物資・資機材の提供や人員の派遣など、相互協力し災害対応を行うものとする。

(共用部分の使用開始時期など)

第4条 前条(1)に定める共用部分の使用開始は、葛飾区が避難勧告、指示を発令してからとする。ただし、大規模地震に伴う破壊など、葛飾区が発令する避難勧告、指示を待ってからの避難では生命、身体及び財産に危険が生じるおそれがある場合は、この限りではない。なお、一時的な避難場所であることから、葛飾区が避難勧告、指示を解除するなど、他の場所への移動が可能となった場合は、甲は速やかに共用部分から退去するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第5条 乙は、第3条(1)の規定により共用部分に避難してきた住民が、その者の責めにより引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(避難時の損害賠償責任)

第6条 甲は、第3条(1)の規定による避難時において、乙の施設を毀損しないよう努めるものとする。なお、避難時の毀損により発生した損害については、原則として甲の責とし、その回復については甲乙協議して行うものとする。

(活動支援)

第7条 丙は、地域防災力の向上を目指し、災害発生前に甲乙が連携して取組む事前対策等に対し、必要に応じて支援するものとする。

(協定)

第8条 本協定に定めのない事項、及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。